

令和元年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年9月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第18番、立入三千男議員、第1番、東郷克己議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問通告一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされることを希望します。

それでは、通告第3号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番(北村五十鈴君) 第16番、北村五十鈴です。

本日は大きく3点、お願いいたします。

1点目です。C地区に関連する事柄についてお伺いいたします。

野洲市全体のまちづくりの観点から、市の関係をお伺いいたします。市から直近にC地区の情報が議会に説明されたのは、7月の全員協議会でした。それは山仲市長からC地区

土地所有者宛てに出された公文書、お願い文書でした。しかし、私は個人名をわざわざ文書ごとに記して市長が個人に対してお願いをしているのには、読んだときから強い違和感を持ちました。それにこの文書の不思議さは、結局、何が言いたいのかが不明なことです。普通に読めば、土地所有者に対してC地区の地区計画は大規模商業施設の一体的な開発を前提と決定したものであり、市は個別開発計画は想定していなかった。したがって、今後の具体的な事業計画として、土地区画整理か、街区ごとでの開発を整備方針とした地区計画の見直しの検討をお願いしているとなると思うのですが、こんな内容を幾ら市が土地所有者個人や組合組織にお願いしても、通常この手の大規模な開発に関しては土地所有者が自力では無力であり、そのすべもわからないはずです。実際には、市がほぼ全ての必要な権限を有しているにもかかわらず、市は全く当事者意識がなく、地権者や組合組織に頑張ってください、そうしないと逆線引きも視野に入れていと結んでいます。

それにこの文書を一層不思議にしているのが、平成30年10月25日の全員協議会で提供された「童子川第4排水区雨水幹線整備事業の進捗状況について」という文書の中で、C地区について触れ、民間開発業者との協議は打ち切ったと書いてありました。正確に言えば、この文書の本意は雨水幹線整備事業についてであり、直接C地区の一括開発は今後しないと市の方向性を表明したものではありませんが、この文書をきっかけにC地区は今後どうなるのか、別件で開発室に来られた担当職員に尋ねたところ、「個別開発になると思う」との答弁、また市民からの問い合わせに対して担当課は「法と地区計画の範囲でなら個別開発を認めます。また、地元の組合組織との事前協議の必要はありません」と明確に答えておられました。だから、市は個別開発にかじを切ったのか、それとも選択肢を増やしたのかだと私は受け取っておりました。それが半年も経たない間に今回のお願い文書です。

そこで、私は地権者の方に市のこの方向性を確認したところ、自分は今でも一括定期借地開発を考えているとの答えでした。いったいどうなっているのか、そこでこのC地区に関しては、市民も私も以前から関心と心配があり、今回、改めてC地区に対して、あくまでもまちづくりの観点から当初からの市の関与の実態、立ち位置、今後の方向性について、幾つか詳しく全て市長にお伺いいたします。

1、まず文書冒頭に、C地区を平成24年、県が市街化区域に編入する区域区分の都市計画決定を、また市が用途地域を近隣消防地域とする都市計画及び地区計画を決定したとあります。そして、その整備手法としては、民間による地権者総意に沿って、大規模商業

施設の一体的な開発を土地利用目的と規定していますが、具体的には、全域一括定期借地の計画であることを市は認識していたのか、担保として地権者全員の署名・捺印も確認して、その上のことだったのかを改めてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の、いわゆるC地区の開発についてのご質問にお答えします。

1 問目ですけども、ご指摘のようなことは全くございません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 全くないとは内容をお聞かせいただけますか。それでは、理解ができませんので、何が全くないのか、主語の部分をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 述べられたような事実は全くございません。あえて言えば、引用すれば、事業手法として全域一括定期借地の計画、署名・捺印という事実は一切ございませんということです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ということは、ここに「民間による地権者総意に沿って、大規模商業施設の一体的な開発を土地利用目的と規定しています」と書いていますが、この内容は、今、市長がおっしゃるように、どこが違うのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 言っておられることがわからん。どこが違うというか、もともとあそこは地権者から平成7年、平成10年、私が市長になる前、2回要望書が出ています。そして、平成23年、今回の見直しの10年前の見直しの直前にも基本的に全地権者から市街化区域編入の要望が出されました。その当時の、可能性の高い地域というのは、前も何回もお話したと思うんですけども、西河原地先の、いわゆる特定保留地、そして旧野洲町からずっと抱え込んできたサブゾーン、そして国8バイパス予定地周辺、この4つが候補に上がって、一番熟度の高いといいますか、駅を中心にして抜けているということで、都計審で判断いただいて、あそこを市街化区域にしたんですね。

市街化区域にする前提として、地区計画を張って、大規模小売店を整備すると。それも、地権者が自らやられるという前提で計画がされています。最初は、いわゆるC地区の要望だったんですが、昨日もご質問ありましたように、優良農地が、個別案件で沿道サービス

でもないのに農地転用をしていたので、あえてすかつしようということで、いわゆる甲賀踏切から市三宅道からの、今言えば、A地区、もう不公平がないようにということでこれは私が提案して、裏口入学に漏れた方も含めて、地権者の合意があるのであればやろうということで、ABCという全てをやったわけで、C地区に関しては当時から地権者の要望で自らが取り組む商業開発ということで進んでいます。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 済みません。そしたら、私が今質問しました上の部分は市長が今言っていたことと同じだと思うんですけども、下の担保として全員の署名・捺印はなかったという部分だけが違うということよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もう一度。何。もう一回、署名・捺印って何の署名・捺印ですか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時10分 休憩）

（午後1時11分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） そのとおりです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、行きます。

2、県が市街化区域に編入する条件には大きく2つあると思いますが、自らの開発の場合は土地利用の内容、地権者の計画同意書、開発概要図面や減歩率計算書、または民間業者による開発なら、もちろん開発業者は決定しており、地権者の8割が既に公式、非公式に土地を譲渡しているかが問われるはずだと思います。しかし、その当時のC地区はどちらも整わなかったもので、市が地区計画を上乗せして、県の許可を得た、それは事実だったのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、地区計画というのは市がつくるものではない。市は認めますけど、地権者が自ら計画をつくられるわけですから。だから、今おっしゃったことはそのとおりではありません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） どこが違うんでしょうか。どこの部分が違うのか、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市が地区計画をつくったとおっしゃいましたが、地権者が自ら開発計画をつくられて、それが地区計画になっているわけですから、市がこちらから計画をつくりに行ったわけではありません。地権者の発意でつくられた計画を確認して、それを前提にして市街化区域の編入の進められたわけではあります。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 本当の地区計画は、今、市長がおっしゃるように、その地権者がするものだと思うんですけども、今回の場合は、そうなるとその地区計画は地権者全ての同意の上で地区計画を市にお願いして、市は許可を出したというふうにとれると思うんですけども、そのときに、今言っていますように、県は市街化にできなかったのも、条件がそろわずできなかったのも、その上に地区計画を張られたということは事実なのかということを知っています。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 地区計画は市はまず発端としては関与していません。地権者が地区計画で開発をするから、市街化区域にという話があったから、地区計画に至ったわけで。北村議員の今言っておられることの意味が私は全くわからないんですけどね。誰から何を聞かれて、今、質問しておられるのか。

○16番（北村五十鈴君） 自分で書いて、自分で質問しています。

○市長（山仲善彰君） そしたら、「違います」と私は言っていたら、何度何回でも同じことを。

○16番（北村五十鈴君） わからないので、質問はもう通告していますし、その質問に対して答弁をして……。

○市長（山仲善彰君） ちょっとはっきりと質問をもう一回して下さい、丁寧に。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この2番目の質問で私が聞きたかったのは、ここに書いていますように、市街化区域に編入する条件が整わなかったのも、その条件が整わないと県は許可をおろさないのも、市長の答弁でしたら、地権者の方が地区計画を計画して、市に対して地区計画の許可をおろしてほしいと言われたということによって理解してよろしいんですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そんな事実を私は「知りません」と言っているんですよ。地権者が総意で地区計画をつくって開発を進められるという、だから市街化区域の土地の活用の見通しがあるから、市としては市街化区域の編入の手続をしたわけで、言っておられることが全く逆ですけどね。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、行きます。

3、ただ、賛成していた地権者の動機にも少し不純を感じます。地権者は市街化にはしてほしい、しかし土地は売りにたくない。すると、借地収入する選択肢しかなく、また定期借地がかなうのは住宅開発や企業誘致では難しいと思います。だから、商業利用しかなかった。そして、商業地域でも近隣商業地域とした。ここまでは計画どおりであったと思うのですが、長期の定期借地の計画の場合、必ず考えないといけないこと、もしかしたら一括開発ができない場合や借地期限が終わり、原状復元に際して24条側溝と接道要件は担保しておかなければなかったのではないのでしょうか。どうしてそんな大切な将来予測や開発に携わる者にとって重要な基礎を指導せずに安易に市は許可をおろしたのでしょうか。当時、時間がかかってもその整理ができていたら、今、困ることもなかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私が市長になってから初めて大きな市街化区域の設定、それまであえて言えば、きちっとまとまった市街化区域は設定されていません。既に要望が強かったという話なので、さっきの4区域の中で事務手続上、当初から私は関与していませんよ、事務手続上上がってきた4候補の中から、あそこが都計審で一番優位性が高いと絞られたからそうしたわけであって、地元からの提案はあそこを大規模商業区域にするという前提で自らが開発するということでした。だから、それを手続として進めていったわけであって、今、北村議員が何かおっしゃったけど、意味が全くわからないですね。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 4、お願い文書の中に「民間境界が整わなかった」とありますが、これは事実なのか。平成24年ごろの1度目、25年ごろの2度目を指していると思いますが、特に2度目の大阪のH業者のときは、市は反対している地権者を外して確定協議を進めようとしていたと聞いています。おそらく開発行為に背を向けている地権者の

土地は確定協議という利益を受けさせたくないというような感情的な意思が働き、結局、2度とも確定できなかった。しかし、基本的に開発行爲の賛否と官民の確定は別でなければいけないはずだと思います。委託料も相当かかったと思いますが、合同調印には至らなかった、それを公平に指導できず、押し切られた市の責任はなかったのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か聞いていて、おかしいのと違いますか。

○16番（北村五十鈴君） 質問に答えていただけますか。

○市長（山仲善彰君） だから、その事実はありませんでした。

質問します。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時19分 休憩）

（午後1時19分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。再開します。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議長にお認めいただきましたので、何かここでカードを切るのもったいないんですけども、何か市が恣意的にやったとか外したとかおっしゃるんですけど、官民確定協議というのは手続はどういう手続なのか、わかりやすく説明して下さい。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） わかりません。

○市長（山仲善彰君） こんなもの、答えにならない。わからないんだったら、質問にならない。今、官民確定協議を何とかかんとか……。

ちょっと休憩です。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時20分 休憩）

（午後1時22分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員、今の趣旨を踏まえて、答弁願います。

○16番（北村五十鈴君） 何を答えるんですか。もう答えました。

○市長（山仲善彰君） 官民確定か何か。

○16番（北村五十鈴君） もう答えましたよ。

○市長（山仲善彰君） 知りませんとおっしゃったけど、官民確定……。

○16番（北村五十鈴君） もう知りませんと私は答えました。わかりませんと。いや、知りませんとは言いません。わかりませんと。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時22分 休憩）

（午後1時22分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反問はこれで終了します。

北村議員、質問を続けて下さい。北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 5です。民間開発業者から言えば、地権者の全域一括定期借地開発で絵が描けていたから手を挙げられたと思います。しかし、契約には至らなかった。その原因を数名の反対地権者がいたからという声を聞きますが、本当にそれだけだったのでしょうか。だとしたら、反対地権者の土地を外して設計は十分できたはずですよ。それよりも民間業者の痛手は、途中から浮上してきた市の雨水幹線事業ではなかったのでしょうか。民間開発業者にすれば、後出しのような条件変更は大きな課題になったと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回、北村議員がなぜこの質問をされるのか、本当に不思議なんですけどね。ずっと最初から聞いていても、自分で調べて、自分で思いでやっておられる。私はそうだと思うんですけども。それなら、もうちょっと調べたらいいじゃないですか。雨水幹線事業というのは、あそこの市街化区域設定以前から始まっています。だから、後で出てきたものと全く違いますよ。だから、いかげんなことを前提に質問しないでいただきたいと思う。

さっきのように官民確定協議という制度もわからないで官民確定協議云々って、こんな禅問答というのはちょっと上等過ぎるなと思うんですけども、かみ合わない質疑は私、残念に思いますけどね。

○16番（北村五十鈴君） 私も残念です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 冒頭でも述べましたように、お願い文書の中には、市は今後の土地利用の具体的な事業計画提案を2つ指導しておられます。その1つが土地区画整備です。しかし、果たして、そんなことが今、現実的にできるのでしょうか。この土地一帯は昭和59年ごろに土地圃場整備が行われ、現在の区画が形成されました。費用の多くは地権者の減歩による共同施工であったと聞いています。しかし、この一帯の土地は国の土地基盤整備事業にかかっていたため、8年の経過期間が必要で、平成21年やっと念願かかってそのときが訪れ、地区計画により市街化区域に編入されました。しかし、長期の借地案は賛同できない、だから組合組織には入りたくないという地権者が表れて、当初から一枚岩ではありませんでした。その後、数度の大規模開発は成立せず、それを今さら市は土地区画整備の指導をしています。しかし、現実には事業費はどうすればいいのか、一度減歩を受け入れている地権者が再び保留地減歩、公共減歩を受け入れるのか。また、組合施行といっても市の介入なしにそんなエネルギーがあるのか。事業は5年から7年かかります。そんな中、組合組織の中でも役員の子手があるのでしょうか。そんな負担の増える地権者や組合組織に対して市が再考を促すような可能性が低い土地区画整備を行政指導する理由をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、行政指導は一切してしていません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） このお願い文書の中に書いてあるとおりを私は読んでいますので、つくって書いているわけでもありませんし、この指導は書いてありました、2つ書いてあって、土地区画整備と書いてありますけど、それは指導していないことにはならないのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 行政指導というのはそんなものと違います。もともとここはさっき言ったような経緯で、でも長年、本来は地権者の合意がとれていたはずだと私は思っているんですけどね、合意が。だから、その市街化区域は、本当に私の場合は本当に透明性を保ってやりましょうということでやっているつもりです。入れる前にもインサイダー取引で地権者の中には市街化区域になるのを知らなかって売ってしまったとか、そういうことがないように入れる直前にも職員に言って、全ての地権者が情報を得られるようにということもやっています。その上で、都計審を通過してやりました。現にその都計審には当

然、議員さんも入っておられます。ここにまだおられる複数の方が当時都計審の委員でした。かつ、後で知ったら地権者でもありました。前期までもう一人ここに地権者がおられたんですけどね、この場に。

だから、全てのことがオープンでやられているわけです。でも、動かなかったから、市街化区域に入れて、市街化区域が10年近くになって、開発が進まなければ、次のことを考えないとだめなので、市の役割として、土地利用促進のために担当レベルがお願いというか、情報提供を出したいと言ったので、あの文章をつくったわけです。だから、現に動いていないわけですからね。だから、行政指導ではなくて、いわゆる逆線引きをするか。でも、せっかく市街化区域になって、駅に近い優位な土地なので、次の案としては土地区画整理事業というのはありますよと。

それと、直近の土地区画整理事業は今議会にも解散を出しました市三宅東部です。私になってから組合をつくられました。その前のとんでもない土地区画整理事業は行畑、中畑です。市からいっぱいわけのわからない支援して、かわいそうに組合長さんはすごく苦労されました。だから、あの現状、ちょうど私が市長に就任したときにあれの最終の整理をしていた時期なので、土地区画整理事業のルールを明確にしています。市の役割、補助の範囲。だから、野洲市が土地区画整理事業というのがありますよということだったら、それを前提なので、今、北村議員がおっしゃったように、地権者の方が多大な負担じゃなしに、結構、可能性の高いところですから、減歩も吸収できるはずですし、市三宅東部がその制度を使われて、そして、最終的な剰余金もできているわけですから、十分前例があるという前提で、いわゆるご提案として担当課がやったのをもう一回文書にして、地権者の皆さんにあまねくお知らせすると。

それと、もう一つは組合に入っておられたり、情報が伝わっていない方に情報が伝わるようにということで、命令でもない、通告でもない、お願いという文書で出したいということでしたから、私は全ての地権者に伝わるようにということで出したわけで、行政指導というものとは全く違いますよ。だから、北村議員の概念は自分では逃げているけども、官民境界と聞いたら「わかりません」と言うし、行政指導はと、もしか反問したら、また「わかりません」と言うん違いますか。あれはだから行政指導とは全く違います。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 7番です。次に、市はもう一つ指導しています。それは地区計画を見直し、街区ごとの整備です。実は平成27年ぐらいに私はこの開発を検討してい

た大手から大型商業施設の設計のプロジェクトチームへのメンバーの依頼がありました。プラン図面と概要を詳しく聞いていた時期があったのです。しかし、ゴーが出せなかった民間開発業者の大きな理由の1つが道路、接道、進入路の不安であったと覚えています。それだけでなく大型の競合店、近くには西友、市内にはアル・プラ野洲店、イオン、橋を渡ればアル・プラ守山店がすぐそこにあります。また、C地区の場合、地形設計から進入路は信号から30メートルしか離れていなく、それもカーブに当たります。また、友川を越える勾配のある橋も必要でした。何ともならない地形の現実はどんな大手が参入しても難しい立地だったのではないのでしょうか。成立しなかった理由はどうあれ、指導どおり全域一括を街区に縮小しても進入路は変わらず、ましてやこの6ヘクタールの中には約1ヘクタールの野洲市の既存土地も存在します。そこで市が地区計画を見直し、街区計画を指導している根拠を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、野洲市があそこの街区計画で指導していませんよ。だから、専門的な観点から地区計画の相談には乗っていたか知らないけど、私が認識している限りでは、あそこの地権者の総意として、平成7年、12年、市街化区域編入の要望があった。でも、それも全然旧の町は受け入れなかった。そして、もう一度、前期の見直しで出てきたから、まず市街化区域の優位性を検討した上で、さっきから言っているように、市街化区域にしたのであって、少なくとも私はあそこをどういう利用するとかに一切関与していません。それよりも、何か聞いていたら、北村さんは、じゃ、どこかの会社に頼まれて、そのメンバーになられたわけですね。

○16番（北村五十鈴君） なっていないですよ。

○市長（山仲善彰君） 今、なったとおっしゃった。

○16番（北村五十鈴君） そういう話をお聞きした。

○市長（山仲善彰君） いや、違う。

○16番（北村五十鈴君） お聞きしたと正直に言うてます。

○市長（山仲善彰君） メンバーに誘われた。こんなこと言っている場合じゃないな。今、私が答えているんですけど、今、北村議員は開発事業者のメンバーに誘われたけども云々とかおっしゃって、よくわからないんですけども、何かさっきからずっと聞いていまして、ここにも地権者もおられるし、都計審の委員さんだった人もいるから、私がうそを言っていたらすぐばれると思うんですけども。何か1から、出だしから全然事実認識が違い

ます。自分で勝手に筋書きを書いて、質問しておられるとしか思えない。だから、悪いけど、まともに答えられないんですよ。官民境界も……。

○16番（北村五十鈴君） 出されたの、市長の名前ですよ。ここにしっかり書いていますよ。これ、書いています。今の全てのことが書いています。読んでみて下さい。ここにきちっと2つ書いていますよ。提案されていますよ。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時33分 休憩）

（午後1時34分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） まず、今、地区計画があって、市街化区域にしていますから、地区計画を外すというか、地区計画を1回見直さんとだめです、まずはね。だから、その見直すという前提で先に方針が決まらないとだめなので、今の2つの選択肢を提案しているわけで、さっきから言っているのはこんな行政指導と全く違います。地権者の自主的な取り組みを提案しているわけであって、あなたが何かさっきから指導している指導しているとおっしゃったけども、本来の地区計画が10年近く経って動いていないわけであって、だから、市街化区域を前提とする限り、今の制度上で言えば、提案している選択肢しかないからですよ。だから、お願いというのは、これは職員の発想ですけども、対等の立場で提案をするという文書になっているわけで。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ですので、別に私はこれをどうこう言っているのではなくて、市長が公文書で出しておられるので、これ、提案しておられるので、街区にすることがどんな根拠があって街区にする方がいいんですかと聞いているんです。その提案された中身の理由を聞いているんです。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そんなのすぐわかるじゃないですか。公共物を変えないでいけるじゃないですか。もともとは法定公共物、法定外公共物をもう一度再編するという計画だったわけでしょう。でも、既存の公共物を前提にしたらもう少し土地利用の手続の速やかさが担保されるからそういう提案になっているわけじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今、市長から教えていただいたことは、小さくすれば、今されている整備を使って、規格を小さくすればできるのではないかということですか。一括でやらずに、街区ごとと言われているのは、今あるものを使ってやるのなら、小さくすればまだやりやすいのではないかということですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 違います。

○16番（北村五十鈴君） どういうことですか。街区にすれば何がいいんですか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時37分 休憩）

（午後1時37分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 疲れますけど、何か自分が都合悪かったら知らないとか、ここに書いてあるとおっしゃるんですけど、まずは深刻な状態なんですよ。私はせっかく地域から言われて、地権者から言われてやった。そして、開発協議は基本的に私のところまでまだ一切回ってきていない。ただ、困難課題があったり、いわゆるトラブルがあったら相談を受けているので、私は情報を持っています。ただ、今回、質問の通告があったので、もう一回、今の担当部署に来てもらって協議をしました。本来だったら、すつといくものがいかなかった、とまっている。そのお願いの文書も市街化区域が動かないので、まずは地区計画は存在するけれども、さっき言ったように、見通しを立てて地区計画を変えるか、地区計画を外して次の取り組みに進むか、そこの提案をしたいということだったら、その文書が出ているわけですね。それで、街区ごとというのは、もともとはC地区は全体を対象にしてということだったわけで、法定内、法定外公共物の再編をするという計画でしたね。だから、法定内外公共物を前提にして、だから街区の中で取り組まれるんだったら、困難度は低くなるからという提案なわけです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） わかりました。

次に、市の歳入、税収の観点からお聞きいたします。C地区市街化区域の土地評価格は路線価で評価するため、現在は平米2万6,000円、造成費を1万円差し引いても1万6,000円になると思います。それがもともとの調整区域評価額は145円。ですので、

評価額は約100倍になると思います。それに伴い、入るべき固定資産税も本来なら一旦20万ぐらいですが、現在では2,000円程度です。開発が長期に進まない中、野洲市に入るべき大きな財源が眠ったままです。この現状を税収の観点から見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 都市計画、あるいはまちづくりというのは税収の観点が大事ですけども、今回のような案件は税収をいきなり目指してやるようなものではない。むしろ私はせっかく取り組もうと思った地権者の方が、最初、私は一丸だと思っていたわけですよ。でも、私が聞いている範囲では、一部の方が自分ところは農地で残せとか境界確定に協力しないとか地区計画に除外せよとかということで進まなかった。結果的に市街化区域農地として持っておられる方が一番気の毒だし、そして今の職員もそうですけども、私もせっかく17.4ヘクタール、かなり大規模、具体的な計画というよりは野洲市内で計画的に一番可能性の高いところを市外区域にしていった。それが動いていない。物すごい残念ですけども、今の観点で言い出したら、その新幹線と、この間でも、あれは多分旧の野洲町になったときは一番古い市街化区域ですけども、ずっと農地で、ようやく今、開発が進んでいます。それから比べたら、4分の1か5分の1の年限ですから、税収の観点で云々するよりは税収以前に地権者当事者の土地活用と税金以前に公共財である、所有は民か知らないけども、土地が有効に活用されることに関心と問題意識を持つべきではないかなと思いますけど。いきなり税収で来るような話じゃないですよ。今もお祝いに行ってきましたけども、1,300人ほど働かれる新事業者ができました。そんなところにこだわっているよりは、もっともっと前向きに物事を考えていった方がいいんじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 9番です。お願い文書の末尾には地権者の不安をあおるような逆線引きにまで言及しておられます。市街化区域を逆線引きするということは法的には問題ないと思いますが、財産権の侵害という見地からは、つまり実際には切れないカードで、市が言うところの逆線引きとは具体的にはどういうことを言っておられるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市街化区域というのは、5年、最大で10年間で開発が見込まれるところを都市計画に基づいて、いわゆる線引き、調整区域を市街化区域にするわけです。

ね。これは日本の概念では前向きな、いわゆる正の方向だから、逆というのはもとの土地利用区分に戻すことです。現に、私も携わっていい方向に向けましたけども、草津のイオンのあそこも市街化区域だったのを土地利用の目処が立たないということで、まさに今のようことがされていたけども、地権者の願いでああいうふうになりましたけども、北村議員の親しい方は大反対していたんですけども、地域の総意を受けて、私も一汗かいたつもりですけども、現にそういうような実態もあるから、制度的にはそうなりますよという客観的な事実をお知らせしているわけであって、おどかしているわけと違いまして、現に市街化区域にしてから、もう3年か4年の段階で県からは警告に来ていたわけですよ、市街化区域になっているのに活用の目処がないと。

今回、北村議員がなぜこれを質問されるのか。かなり間違った情報を、今聞いていても、雨水幹線が後出しだとおっしゃった。こんなものちょっと調べたらわかることじゃないですか。全くのうそ、明らか。それを根拠にして雨水幹線が後から出てきたから破綻したとさっきおっしゃったでしょ。官民境界で市が強権的に誰々を外したとおっしゃった。こんな事実は私はないと思いますし、官民境界の制度からしたら、それはあり得ないので、これ、ずっと聞いていっても、本当にうそが、はっきり言います。うそを根拠にして質問しておられると言わざるを得ない。

○16番（北村五十鈴君） ちょっとそこまで言われるのは失礼だと思いますよ。私も調べていますし、しっかり議員に対して……。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時45分 休憩）

（午後1時46分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、行きます。

市は去年の秋に全域一括開発を現実的に、時間的に不可能と方向転換し、組合組織からの関わりを一度は否定していて、またこのお願い文書で再び認知しています。市は当初からどんな立ち位置で関わっておられたのか、この地域を市街化に編入し、地区計画を定めたのは紛れもなく野洲市です。だから、市が主導権を行使することは当然で、義務であり、そのことはお願い文書では指導しておきながら、なぜか結びになると地権者任せになります。私は現在、誰もがこの不幸な現実を招いたのは市としての責任の放置からであり、地

権者も組合組織もある意味被害者だと考えます。このC地区の課題の起点及びその後の市の立ち位置の不明瞭さも含めて、この事業は失政だったと言わざるを得ないと考えます。だからこそこの不幸な現実を打破するために、前を向き建設的な手法をもう一度行政がしっかり関与する中で、頑張ってくださいではなく、共に頑張りましょうではないのでしょうか。行政には専門の職員もたくさんおられます。どんどん関与し、知恵を出し合い、地権者とよく話し合い、お互いコミュニケーションをとるべきです。そんな思いも込めて、最後に今後いったい市はこのC地区の方向性をどう考えているのか、野洲市全体のまちづくりの観点からも、具体的に真摯に丁寧な答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本当に情けなくなってきましたけどね。全く白紙の市民の、今からいったら平成7年からだったら、20何年間かの念願と聞いていたので、職員と私も汗をかいて、正当な手続で、そしてかつ、実績のある開発業者も取り組んでいたと聞いていたのにうまく進まなかった。だから、さっき、何か切ったとおっしゃったけども、まず雨水幹線は先にあったわけです。今の市道の上を笠作踏切の方へ当然市の土地を使ってということでしたけども、開発の出てきた時点からどうせ下流から、童子川から上ってくるから、1期の間で当然、開発の目処が立つから、そのときには開発事業にあわせて付け替えをされるんだったら、当然、あの計画では市道も先言った法定外も法定公共物ももう一回全部再編だから、雨水幹線は事業認可をとってあるけども、計画があって、先にやるけれども、それは待ちますよという前提で動いていたわけですよ、開発業者に配慮して、あるいは地権者に。けども、だんだん下流が上がってきて、治水事業を進めるにあたって、5年、7年、8年まで待っていたら、今度は雨水幹線事業がどうしたらいいのかわからないから、だからもう一定のところ区切りを付けましょうと。現に、最後の事業者は1年以上待っていたんですよ、約束の。何か今の話を聞いていたら、市が悪かったとか、これは全く間違いです。議会だから……。

○16番（北村五十鈴君） とりあえず答えていただけますか。

○市長（山仲善彰君） えっ。

○16番（北村五十鈴君） 質問に答えて。どう考えておられるのか。

○市長（山仲善彰君） 違う、違う。だから、この経緯をきちっと踏まえないと、どう考えているもないじゃないですか。だから、本来地権者の総意で動くという前提でやったわけです。どう考えているというのは、さっきから何回も言っていますよ。今、地区計

画が張られているから、地区計画の実現性があるのかないのかを、まず今、組合にも事務レベルで問いかけています。地区計画がまだ消えているわけじゃない。

一方では、ここにおられる方が取り組もうとして、今、手続をされていると聞いています。だけど、地区計画があるから、それをどうするかということなんですね。地区計画どおり動くというのは2回、3回なっているから、まず市の制度上はさっきのように提案として地区計画でいくのか、何ですのかを自ら責任を持って下さいと。そこには市の制度で支援しますよということなわけであって、いずれにしても、市街化区域にしたわけですから、かつ、あそこに工場とか、そういうものはなじむはずはないですね、環境施設とか。そうしたら、近商がベースだったら、次の良好な開発といたら、今、提案しているようなことですから、市としては市有地ではないわけだから、今、やれることのぎりぎりを野洲の良好な開発のためにということをやっています。

ここで話せる限界がありますけども、野洲らしいなと思います。野洲駅前の土地も30年以上空き地になっていた。土地の不明瞭な、私は一切不明瞭なことをやった覚えもないし、やっていませんけども、北村議員がどうするかとおっしゃっても、民地であって、自ら開発をしようとしているところに今やれるのは、最大限、今申し上げたような方向性で支援をしましょうというのが限界だと思いますけど。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） よくわかりました。せっかく市長から先ほど答弁いただきましたので、新幹線の方が長くかかってもやっと開発ができたということでC地区の方も、地権者の方も、組合の方も努力しておられますので、その税金は税金の部分で考えなくていい、もう少し気長におっしゃるのなら、その10年という逆線引きしますよというところももう少し考えていただいて、皆さんが無事に開発できるように、市街化にしたのは野洲市ですし、目的がしっかり決まらないまましてしまったのは野洲市なので、野洲市からもう少し協力いただきながら、C地区が無事に進みますようによろしくお願いします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時53分 休憩）

（午後1時53分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 答えますよ。野洲市の責任で目的も定まらないでここまで来たみ

たいなことをおっしゃったけど、地権者の総意で地区計画がつくられて、大規模小売店で来たわけであって、それを前提に野洲市は、いわゆる行政手続を進めてきたわけであって、今の話だったら、何か全然論点が違うん違いますか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 5 3 分 休憩）

（午後 1 時 5 4 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、行きます。

ナンバー 2、ハラスメント規制法の対応を再度お伺いいたします。

市民からの異議ありの声を受けて伺います。職場のハラスメント対策の強化を柱としたハラスメント規制法が 5 月 29 日可決、成立いたしました。その制定を受けて、私は 6 月定例会で本市の現状、方向性を市長にお伺いいたしました。質問として、まず本市のハラスメントに対する認識、取り組みを伺い、続いてパワハラの実情、パワハラで長期休暇、休職している職員の実態を伺い、またパワハラを受けた場合の職員の相談体制や今後の方向性を質問しました。しかし、市長の答弁は自分が市長が就任してからそんな事例はないというゼロ回答でした。しかし、その後、私にその市長答弁をネット中継で聞いた市民から異議ありの声が届いたのです。パワハラはあった、総務に相談した、病気になった、休職した、退職したとそれぞれの立場、それぞれの思いが具体的に届けられました。そこには一言で語れなかったつらかった仕事環境や苦しかった胸のうちはもちろん、意外にもその苦しいとき、励まし助けてくれた上司のこと、仲間への感謝も含まれていました。ただ、全てに共通する訴えは、事実と違う市長の答弁は納得できないというものでした。パワハラは存在していた、そんな市民の声を聞いた上で、もう一度過去の実態、また今後の具体策を再度市長にお伺いいたします。1、野洲市役所関係管内で市長が就任以後、ハラスメント、パワハラは存在しましたか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員からのパワーハラスメント、これは職員間のパワーハラスメントだと思いますね。議員さんからのパワーハラスメントもあるんですが、今回は職員からパワーハラスメント。ご質問いただいたので、再度確認しましたが、組織的な報告としてはなかったという報告を受けています。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 1番の質問でパワハラがなかったと市長は事実関係を言われたということは、後の質問がもう私にはつながりませんので、もう一度お聞きしますけれど、野洲市役所関係管内で職員同士のパワハラはなかったと受け取ってよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） なかったのですが、今、議員が職員から連絡があった、情報提供があったとおっしゃった。これは、やはり見過ごせない。私が知らないケースだと思います。だから、ぜひ秘匿しますし、教えて下さい。改善できたり、対応できるんだったら、北村さんは私が就任してから野洲市役所でパワハラがあった事実を知っておられるわけですね。そうしたら、私でもいいし、関係職員でもいいから、ぜひ救済したいし、謝るべきものがあつたら謝るし、説明責任を果たしますから。そこは、これ、反問じゃないんですけども、情報提供いただきたいと思うんですが、そのあたり、お答えを含めて、次の質問に移っていただきたいと思いますけど。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 済みません。次の質問というのはナンバー3ですか。

○市長（山仲善彰君） だから、答えで知らないと言っているんですよ。

○16番（北村五十鈴君） この今の質問。はい。

○市長（山仲善彰君） 今のはお願いしたんですよ。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） パワハラ事例の個別内容とか責任の所在、その後の対応をここで詳しく問うことが質問の本意ではありません。また、前回、市長の答弁にうそがあつたとも思いませんが、だとしたら、市長に届いていなかった理由はどんなことが考えられるのでしょうか。お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か論理がおかしいんじゃないですか。なかったというのは届くはずないじゃないですか。あつたんだつたら、届かなかつただけ。だから、北村さんがこういう事実があつたと言っていたかなければ、届かなかつた理由なんて答えられないじゃないですか。だから、まずはその事実を提供いただいて、そしてきちっとその事実を評価した上でなぜ届かなかつたのかというのしかできないじゃないですか。ないものをねだっておられると私は思いますけど。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） わかりました。

それじゃ、質問が飛びますけれども、前回の相談体制は総務の中に置いてあると答弁いただいたと思うんですけども、現実的にあってもなくても同じ組織の中での相談はしづらいものだと思います。そのためにもパワハラを受けている本人はもちろん、気付いた同じ課の職員、その家族も相談できる体制、また匿名でも届け出ることができる方法がこの先必要ではないかと考えますが、現在も相談体制に変わりはないのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現在も変えていません。ただ、匿名は市長の手紙でもいろいろなものがありますし、過去にはセクハラまではっていないんですけども、セクハラ案件は匿名であって、解明というか、対応した覚えがあります。全面的にセクハラかどうかは別として、職場内というのは私の記憶ではありますが、それは匿名で市長への手紙で来ました。だから、この小さい野洲市の中でわざわざパワハラ担当を第三者的に設けるといふところまでいけるかどうかですし、いろんなメディアは存在しますから、ぜひ北村議員は今、接点をたまたま持つておられるんですから、それで特別職の公務員ですから、ぜひ私に直接でいいから、そのケースを下さいよ。それをやった上で質問されたらもっと迫力のある質問になったと思うんですけどね。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 別に迫力にならなくてもいいですし、当人に聞いてみますので、了解が得られたら市長にお持ちいたします。

○市長（山仲善彰君） もちろん、それでいいです。

○16番（北村五十鈴君） ハラスメントは人の尊厳を傷付ける人権侵害になると思います。職場の環境も悪化しますし、仕事の生産性も落ちます。それに被害者が泣き寝入りせざる状況があってはならないと思います。まずは市のトップである市長のハラスメントは許さないという強いメッセージ発信が必要で、そこから職場での小さいいじめや嫌がらせにも声を上げていいのだという一人ひとりの自覚が生まれるのだと思います。仕事はどんな仕事も厳しいものだと思いますが、体も心も壊れる前にノーと言える職場改善を義務付けられた法改正です。最後に、これからで結構ですので、市長の見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これから、今さらこれからではなくて、これまでどおりです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、行きます。

命の現場からの声について。妊娠、出産等の行政理解の現状をお伺いいたします。

滋賀県産婦人科医会によると、平成30年滋賀県市町別出生数は全体で1万1,598人、大津・湖西、湖南・甲賀、東近江、湖東・湖北に分かれた4ブロック別では資料1のようになります。そして、現在この滋賀県全域の産婦人科医師の数は164名、しかしその3分の2以下しか分娩には関与しておらず、また常勤医師は29名、平均年齢も57歳と今後の産婦人科は厳しい医師不足の現状が到来するとお聞きいたしました。しかし、そんな命の現場では近年、複雑な問題、新たな課題が山積みで、だからこそ、今後産婦人科と行政の協働の必要性は大きくなり、ますます理解が必要で、行政は命の現場の声をしっかり聞き、その声を市民に正確に届け、安心して子ども産み、育てることができるまちをつくる責任があると考えます。

そこで、3つ、野洲市の認識、取り組みと方向性を市長にお伺いいたします。

1、以前にも私が一般質問いたしました新生児聴覚検査に係る公費助成についてですが、資料の2の文書の取り組み推進依頼が各市町に届いていると思います。それを受けて、県下市町では資料3のように導入する市町が増えてきました。しかし、野洲市はいまだに導入されておらず、先ほどの資料1では野洲市の希望が丘クリニックが県下で一番、800というお産を取り扱うことができ、当医院長の木村先生も野洲市の協力、新生児聴覚検査の導入を強く望んでおられました。同じ病院でお産をしても、住んでいる市町の違いで検査を受けられる新生児に差が生まれることは非常に悲しい現実です。そこで、当クリニックでは全ての新生児に検査を実施、しかし検査費用の負担は住んでいる市町で変わります。市長は補助の優先順位は市町の選択であり、野洲市はそれ以外で他市より手厚いといつも答弁されていますが、もう一度この新生児聴覚検査導入についての市長の見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の新生児聴覚検査のご質問にお答えします。

この問題に私も関心がありますし、北村議員もそうですけども、前々から、2年余り前ですか、公明党の梶山議員も熱心に質問いただいていた。そのときに、野洲市の実態を調べましたら、大半が希望が丘クリニックで受けておられて、サービスというか、もう

分娩費用の中でやっているということで、ほとんどの方が受けておられたということでしたので、その時点で見送っています。

ご質問いただいたので、昨年度の実績をもう一回調べました。30年度に産まれた方が509人です。野洲はいま大体500人前後ですから。受診状況を調べましたら、出産先とは別の医療機関で検査を受けておられる方が7名おられたんですけども、503人が受診されて、受診率は98.8%、未受診の方を調べますと6人ですが、生後1カ月ぐらいに行う赤ちゃん訪問、4カ月、10カ月健診において検査を勧めておりますが、いずれも経済的な負担以外の理由で受けておられませんでした。だから、何か他で学童をやっているから何とかでこの節約しているわけではないです。国の汎用にするのかどうなのかと。今、野洲の実態では希望が丘クリニックが自らがこういうふうにとおっしゃっています。私は木村先生からも野洲市にお金を出せよという話ではないと聞いていますから。自分のところは、いわゆるサービスの一環というか、実際はお金は動いているんだと思うんですけども、やっているとおっしゃっているので、野洲市の実態としてはあえてやるまでもないという判断です。他がやっているからという、そんな論理では説明していません。

それと、聴覚検査は幾つか課題があります。ご存知だと思いますけど、3つ課題があります。方法が確立されていない。もともと任意の検査で始まっていますから、方法がばらばらといったことから、料金がばらばらということで、普通の医療検査ほど制度が確立されていません。だから、そのあたり、これが、やはり解決されて、国の制度としてやられる方がふさわしい。だから、実際値段も方法も全然違うわけですね。まず、そういうふうにしてから公的関与という提案を今、滋賀県市長会も通じてやっていますし、たちまち野洲の出産された子どもさんは実質的に100%近くが受診をされているので、あえて今、たちまち取り組む状況でもないだろうというふうに考えています。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今、市長が希望が丘クリニックの院長にお聞きしたとおっしゃっていただいたんですけども、私も数日前お会いしまして、間違っただけではないかと思っただけで、詳しくお聞きしたんですけども、市長のおっしゃっている一部分に関しては、全員受けて、希望が丘クリニックは全員検査はされています。ただ、支払いをするときに、野洲市で生まれた新生児のご家族はその検査費用もご自分で払わなくてはならない。他市の費用が出ている、補助をされているご家族は市町が払うので、その分が補助が引かれて、実際は払う。だから、同じ入院をして、同じ分娩を受けて、同じ検査をしても、支払いの

ときに現実とは違っています。だから、今、市長が説明されたのとは違うと思いますので、検査は全て受けていますけれども、支払いはある町とない町では違います。

それと、このことに関して、木村先生からもメッセージも預かってきました。野洲市が提供している人口ビジョンのグラフからもわかるように、平成27年度当時ですけれども、2,000人の子どもを産むことができる女性がいましたが、あと15年もすれば、その人口は1,200人まで減ります。それに現実は今から表れていて、令和元年1歳児は452名ですが、2年前には515名おりました。そのように、もう少子化は顕著に始まっておりまして、すると現在約450人弱の出生数も10年もすれば300人を必然に切るときが来ます。そこで、野洲市の人口は一気に減ることになり、だから今から危機感を持っていただきたい。野洲市で子どもを産み、育て、お産、人口への手当の1つがこの聴覚検査でもあるので、しっかり検討してほしいとのことでした。ですので、私はぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、妊娠の始まりなんですけれども、気づきについての市の対応ですが、従来のパターンでは生理が遅れていることに気付いた女性は、自身で妊娠検査をするのに妊娠検査薬キットを購入して検査するか、産婦人科を受診して検査するか、そのどちらかで母子保健法第15条では妊娠した者は速やかに市町村長に届ける、また16条では市町村は届け出があったら母子手帳を交付するとあります。しかし、そのどちらも事情や貧しく、お金がない女性にはできないから母子手帳や公的補助まで行き着くことができません。現状では妊婦初診料に公的補助はありません。それにわけありの思いがけない、予期しない妊娠の場合は余計産婦人科の敷居が高いものです。そして、結局、受診が遅れ、一人で悩む結果になります。しかし、知らないだけで、現実とは違っていました。資料4のように、妊娠と思ったら、次の一步はいろんな意味で踏み出せない女性は近くの保健センターで無料で相談、支援が受けられ、検査が受けられる体制があったのです。そこで、行政ができることは、どんな理由でも妊娠に悩んだらまず保健センターに電話する。そこで、こういうお知らせが野洲市ではどこまでどんな形で告知されているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員のご質問は本当に楽しいご質問なんですけれども、まず妊娠の相談とか、妊娠前も含めて、一応、野洲市も保健福祉センターを持っています。中心になっているのは健康推進課。野洲市は結構人口当たりにしたら保健師をたくさん配置しているつもりですし、自分の職員を褒めるのも何なんですけど、誠実で熱心な保健師だと思

っています。最近は男性の保健師まで入ってくれて、そういう多様性が出ていると思うんですが、そこで対応しています。

ただ、資料４とおっしゃったんですけども、ちょっと私、今、昼休みに資料を忘れてきたんですけど、付けていただいている資料４ですか。これ、日付が入っていませんよね。だから、職員に頼んで、これはどこかで使われているのかと聞いたんですけども、これですけどね。少なくとも県内の保健センターでは使われていないと。これ、日付も入っていないので、そして、連絡先も書いていませんよね。何か「〇〇」「××」と書いてあるだけで。

○１６番（北村五十鈴君） 市町ごとに電話番号が違うと思うので。

○市長（山仲善彰君） いやいや、いいんですけど。だから、これをどこで使っていますか問われても、北村議員がこれ、どこで入手されたのかをむしろ言っていて、そんなないものをコピーしてきて、そして市民の皆さんに活用下さいと言っても無理な話ですね。これを北村議員がつくられたと思いませんけども、いずれにしても質問されても答えようがないというご質問です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○１６番（北村五十鈴君） その資料は先ほど、当初にお知らせしました野村産婦人科院長からいただいてきました。使ってもいいという許可もいただいています。

３、最後に、通称ＳＡＴＯＫＯ（サトコ）についてですが、ＳＡＴＯＫＯは性暴力被害者支援事業として、平成２６年、滋賀県、滋賀県産婦人科医会、ＯＶＳＣ、滋賀県警が協定を締結して誕生した総合ケアのホットラインで、２４時間３６５日いつでも電話とメールで相談を受け付け、ここに連絡さえすれば、すぐに産婦人科医師による医療ケア、心のケア、弁護士、警察への届けと１カ所で支援が受けられる仕組みになっております。相談件数は年間１，０００件、この団体を立ち上げ、運営を担う野村産婦人科医院長にお伺いしたところ、産婦人科は常にお産に対応できる体制をとっているの、立ち上げが可能だった。性暴力の加害者の約７５％は顔見知りで、子どもたちの被害も増えている。大きな目的は性暴力の抑止力にと考えているが、まだまだ認知度が低い、どうか行政の協力をお願いしたいとのことでした。そこで、改めて本市のＳＡＴＯＫＯに対する広報、告知、認識をお伺いいたします。ホットライン０９０－２５９９－３１０５は市民に届いているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） S A T O K Oに対する広報とか告知、お知らせ、実績のご質問ですけれども、S A T O K O（性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖）の広報については、市役所の危機管理課、市民生活相談課の窓口で案内の情報をお配りしています。パンフレットを常時設置してお知らせしていますし、あと市のホームページもこれまでは強化月間とかイベントのときだったんですが、今は常時お知らせをホームページに掲げております。

告知に関しては、県警察において被害に遭われた方を認知された場合、S A T O K Oの照会を個別に実施されておりますし、市の窓口で相談に来られた場合も照会を個別にすることになっています。

認識については、性暴力に関する相談は本当にプライバシーに関わるため、市が得られることが難しい情報であります。特に接点が余りない。24時間体制の電話相談窓口が設けられていまして、警察、産婦人科医、おうみ犯罪被害者支援センター、県の連携によって、性暴力被害者の総合ケアをされているところであり、重要な位置付けを担っていただいていると認識をしています。

実績については、S A T O K Oでは市町村ごとの相談件数が把握されていないというか、公開されていませんから、実績はわかりません。そのS A T O K Oの母体であるおうみ犯罪被害者支援センターで対応された相談件数として報告をしますと、昨年度、本市市民の相談件数は70件、うち性暴力に関する相談は約6割を占めています。今後の市の対応ですけれども、犯罪被害者との接点をできるだけ多様化していくことが必要ですが、これもプライバシーの問題、あるいは警察権限との問題もあるので、限界があります。相談窓口となっているS A T O K Oや警察からの情報提供等の連携強化が課題で、私たちのまちでは市民生活相談でかなり幅広い相談を受け入れてはいますが、自殺もそうなんですけれども、こういった性暴力被害も警察の中に情報が閉じこもっていて、なかなか公安委員会は協力協力と言っているながら情報を出してこない、ここが問題であって、この秘密主義を市役所行政も守秘義務を守る責務を負っていますから、もう少しその情報共有化をしない限り、きちっとならない。こちらは最大限情報提供していますけれども、一方通行になりがちなので、北村議員がおっしゃったことを一層よくしていくためにはその体制、制度が変わらないとだめだと思っています。

それと、先ほどのパンフレットというか、チラシですけれども、野村産婦人科にも聞いてもらってもわからないということだったので、今のご質問を踏まえて、もう一回改めて、このパンフレットを野村産婦人科に職員から早速確認をしてもらうことにいたします。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 直接院長に聞いていただいたら、院長から手渡しでいただいていますので、使ってもいいかという確認もしていますし、お聞きいただけたら結構です。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第4号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

今日も2項目の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず最初に、住宅用火災報知機について質問いたします。

平成18年に新築住宅に住宅用火災報知機の設置が消防法で義務付けられてから10年を経過しています。野洲市では湖南広域行政組合で平成21年5月に定められて、既存の住宅にも住宅用火災報知機を設置するよう決められました。今日では高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増えていく中で火災から身を守っていくことが重要となります。そうしたときに警報によって火災を早期に発見することが命を守ることに繋がります。

そこで、以下のことについてお尋ねをいたします。

1つ目に、住宅用火災報知機の設置率と条例適合率をお伺いします。

2つ目には、建築火災が増えていると思いますが、平成28年から平成30年度の建物火災件数と被害状況をお尋ねいたします。

3つ目は、一般的には火災による死者の6割が高齢者だと言われています。ほとんどの高齢者は年金だけで暮らしている人が多いと思いますが、特に高齢者が住んでおられる住宅には一日も早く設置していただくことが必要と考えます。その上、低所得者にとって火災報知機の購入は大きな負担ともなり、支援策として補助制度が必要と考えます。この件についてもお尋ねいたします。

4つ目は、住宅用火災報知機の寿命はおよそ10年と言われています。防火対象物や特定防火対策物などのように法定による点検義務がない住宅用火災報知機は設置後の管理が一般的には徹底されておらず、一度設置すれば放置されている場合が多いのではないかと思います。交換時期について点検する体制の確立が必要ではないかと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷正明議員の住宅用火災報知機についての1点目のご質問、住宅用火災報知機の設置率と条例適合率についてのご質問にお答えをします。

火災報知機の設置、指導を所管する湖南広域消防局に確認を行ったところ、平成元年。

○議長（橋 俊明君） 令和、令和。

○市民部長（田中千晴君） 失礼いたしました。令和元年7月1日現在の数値で、野洲市の住宅用火災報知機の設置率は88.9%でございます。また、条例適合率につきましては、これは消防局管内全体となりますけれども、66.7%となっております。

次に、2点目の平成28年度から平成30年度までの建物火災件数と被害状況についてのご質問にお答えいたします。これも湖南広域消防局に確認を行っております、これは統計の都合上、1月から12月までの各年でお答えをさせていただきます。平成28年には建物火災件数は6件、全焼が1棟、半焼が1棟、部分焼が2棟、ぼや2棟となっております。また、平成29年では建物火災件数は6件、部分焼が3棟、ぼや3棟でございます。平成30年では建物火災件数は7件、全焼が4棟、部分焼7棟、ぼや2棟となっております。

続きまして、3点目の高齢者の火災報知機購入に対する補助制度についてのご質問でございますが、火災報知機の設置、指導を所管する湖南広域消防局での補助はございません。また、本市では高齢者日常生活用具給付等事業として無料による給付制度を設けておりましたけれども、平成28年4月1日をもって廃止をしております。廃止の理由といたしましては、近年、火災報知機自体安価で購入できるものであると共に、10年以上の制度設置期間中4件の利用実績しかございませんでして、廃止直前の平成26、27年度は利用実績ゼロの状況であったためでございます。このため再度実施することは考えておりません。

最後に、4点目の火災報知機の交換時期の点検体制の確立が必要ではないかについてのご質問でございますが、火災報知機の点検に関しましては、湖南広域行政組合消防局の所管事務でございますので、本事業についてのお答えは控えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 再質問します。

設置率とは市町村の火災予防条例等で義務付けられている住宅の部分のうち1カ所以上設置されている全世帯の割合です。それで、野洲市では9割近く住宅で設置されているということで、これ、全国平均は多分上回っているということになります。条例適合率でいえば、これは野洲市だけのところの割合ではないですけども、設置する住宅それぞれの住民の方がどの部分に設置するのかということのもまた知らない人もおられるのではないかと私

は思うんですけども、当時、この設置が義務付けられたときは広報等で知らされたんですけども、現在はどのような方法で知らされているのかをお尋ねします。

次に、28年度から30年度は6件から7件毎年火災が起こっているということで、そのうち、住宅火災で住宅用火災報知機が設置されていなかったのは何件で、設置されていたのは何件だったのか、また設置されていても作動しなかったものはないのかをお尋ねします。

3つ目の給付制度が廃止されたということですが、やっぱりまだまだ、統計上は9割の人が付けておられるんですけども、これの、例えばホームセンターで買ってきて付けるとしますやん。ほな、これって、どこかに付けましたよと報告とかはどのようなシステムでされて、この88.9%が出ているのでしょうか。この点もお尋ねします。

それと、住宅用火災報知機の寿命は一応おおよそ10年と言われていています。普通の防火対象物とか特定防火対象物のように、消防法17条の3の3で資格者が点検するというものではないんですけども、やっぱりせつかく付いているのに鳴らなかつたりとかありますので、その点はしっかり行政が点検できるような、いろんな人の協力が必要やと思います。そういう確立が必要ではないかと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長、一部答えられないところがあるかもしれませんが、答えられる範囲で答弁願います。市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷正明議員の再質問4点いただきましたけれども、順次お答えしたいと思います。できる範囲でお答えしたいと思います。

まず、1点目の9割以上、野洲市の設置率ですけど、上回っているというところがございますけれども、どの部分に適合するのか知らない人もいるということで、現在、広報はどうしているのかということでございますが、広報につきましては、湖南広域消防局の方がいろんな防火訪問等をされておられますので、そういったところであるとか、あとまた湖南の「広報こなん」という広報もございますし、そういったところで広報をされております。また、ホームページとかも広報されております。チラシ等もつくっておられますので、自治会のそういった防災の研修等で配っておられるというところできめ細かく周知をされておられるということをお尋ねしております。

2点目の住宅火災で火災報知機が付いていたのか付いていなかったのか、付いていても作動しなかったのかという、28年から30年までの火災での状況でございますが、これにつきましては情報は湖南広域消防局の方でもちょっと統計されているかもわかりません

し、こちらの方もちょっと持ち合わせておりませんので、お答えはできません。

次、3点目の給付制度につきましては、先ほど最初にお答えをさせていただいたとおりの考え方でございます。また、ホームセンターで付けたかの報告がないとわからないのではないかという、また設置率の数字ということでございますけれども、設置率の数字につきましては、これ、ちょっと湖南、数字の計算方法をいただいておりますけれども、設置世帯数と調査世帯数での割合でございますので、調査した結果で数字が出ているものでございます。

そして、あと4点目でございますが、付いているのに鳴らないとか、そういうことがあるので、点検できる協力体制が必要ではないかということでございますが、今現在、湖南広域消防局でも住宅火災の警報機の設置義務から10年以上が経過したということで、点検とかいろんなふだんの点検とか、また火災報知機の点検とかも含めて、その必要性を防火訪問時にまた啓発をされておられますし、自治会の訓練と、先ほども言いましたけれども、そちらでも啓発をされておられます。また、各学区ごとに平成29年度から令和2年にかけて、市内全域を防火訪問されて、点検もしておられますので、そういうことを聞いておりますので、確立体制と言われますと、そこは消防局の方で検討されることでございますので、そこについてはお答えはできません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 3つ目について、最初にお尋ねします。

横浜市ではこれまで65歳以上の独居高齢者や寝たきりの高齢者がいたり、家族全員が75歳以上の世帯を対象に最大2万円の機器購入のための助成制度を設けています。こういう制度は、やっぱり多少は必要ではないかと思っておりますので、ぜひそういった助成金制度を取り入れていくべきではないかと思っておりますが、この点についても、また再度答弁をお願いいたします。

もう一つ、管理の徹底ということでは、神奈川の大和市では市内で報知機を購入できる場所の一覧を作成して、自治会で報知機の一括購入をすることによって値引きが可能になって、また自治会で取り替えの時期なども把握できるようにされています。野洲市でも寝たきりの高齢者や家族全員が75歳以上の世帯では天井に取り付ける、交換するのがちょっと無理があるんじゃないかと思うんですけども、またそういうのはそういうタイミングについて、また消防署ですか、湖南広域、昨日もこんな湖南広域消防局の東消防署から

「本日防火訪問にお伺いしました」と書いて、今回の訪問はこの住宅用火災警報機の維持管理について書いています。「住宅用火災警報機は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、おおむね10年を目安に交換して下さい」と書いてあるんだけど、ぜひこういう訪問してくれはったら、そのときにできれば高齢者、寝たきりとか、そういう高齢者の家庭は点検もしてもらえたら、天井のところのそこ、ほうきの先でちゃんと突いたら鳴りますし、またもう一回突いたら音もとまりますので、そういうようなシステムになっています。そういうこともまたお願いしておきたいと思えます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） ご質問は2点いただいておりますけれども、私の方では火災報知機の点検ということでお答えさせていただきます。

自治会での取り組みということと、また寝たきりの方のおうちの防火訪問のときに消防局の方たちが実際に連携していただいたらどうかということなんですけれども、実際に訪問していただいたときにそのような指導、点検もしております。また、寝たきりの方とか、なかなか訪問に応じられない方につきましては、民生委員さんと一緒に必要な方のおうちに個別に訪問されているということも聞いておりますので、そこら辺はちゃんと点検をされているということを確認しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 東郷議員の再々質問の中の高齢者の支援の方でございますけれども、1回目の答弁で市民部長が申し上げましたとおり、過去、制度をずっと継続していた10年間の間で4件という実績、それから終盤の2年について実績がなかったということもございますし、あと設置件数も先ほど答弁ございましたように、かなりの高い率でもう設置の方ができておりますので、現時点での制度の実施というのは考えておりません。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 最近ではそういう交換のあれがなかったということなんですけど、またそういう要望等がありましたら、そういう制度も検討はしていただきたいと要望をしておきます。

それでは、次の質問に入ります。

2つ目の質問は、教職員の働き方改革について質問いたします。

日本共産党の提言として、「教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を」というパンフレットを発行され、反響が広がっています。学校がブラック職場になっていると言われていますが、それほど教職員の長時間労働は深刻な社会的な問題になっています。学校における働き方改革は業務の軽減や教員の増員なしには改革は困難です。労働条件の改善は子どもが学び、育む教育条件を保障していく上で極めて重要な課題でもあります。野洲市令和2年度国、県要望では学校教育の充実に向けた教職員の配置等に関して、国、県にきめ細かく要望されています。不登校やいじめの早期対応などにスクールソーシャルワーカーの拡充、特別支援教育の充実に向けたコーディネーターの配置、また学校指導要領の改訂に伴い、道徳教育の教科化に加え、小学校の外国語科に伴うプログラミング教育等の専門性の高い教科化の導入が組み入れられる中で、英語専科指導教員、専科教員を含めた教職員定数そのものの増員が必要である等教育現場を的確に捉えられた内容となっています。

政府も教員の長時間労働の早急な是正を掲げていますが、その対策は教職員の教員増がされない等、極めて不十分な内容となっています。

そこで、以下のことについてお尋ねします。

まず最初に、学校で働いておられる教職員の厳しい労働環境から国、県に対して要望されておりますが、これまで国、県からはどのような回答があったのか、お尋ねします。

2つ目は、学校現場の長時間労働削減のためにこれまでも取り組んでこられました業務改善、廃止、縮減の進捗状況についてお尋ねします。

3つ目は、公立学校の教員には残業代ゼロの法制度があり、無制限に働かせているような状態に置かれてきたことから、教員の働くルールの確立が必要と考えます。一人ひとりの勤務時間の把握ということ言えば、学校を出てから家庭訪問などをした場合の帰宅時間の把握はどのようにされているのか、お尋ねします。

4つ目は、教員の雇用形態はさまざまで、非常勤講師等も増えています。教員の定数もありますが、正規職員の先生として雇用ができないのか、お尋ねします。国、県への要望では教員の増員は求められておりますが、正規の教員の増員ということでは求められていないのではないかと思います。正規の教員の増員を求めていくべきと思いますが、答弁を求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷正明議員の教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校で働いている教職員の厳しい労働環境から国、県に対して要望しているが、これまで国、県からどのような回答があったかについてお答えします。

学校における働き方改革を進める上で、野洲市教育委員会としましては、まず第1に教職員等の配置についての改善を国、県に強く求めています。これにつきましては、毎年7月に県教委に直接出向いて、県の教育長、それから担当であります教職員課の課長等に直接お願いをしています。そして、県からは国に対して教員配置の要望と働き方改革についての要望を県の教育委員会要望として国に挙げているというお答えをいただいています。実際、そのペーパーの写しもいただいております。

このことにより、ここ2年で毎年小学校の英語専科教員の増員が図れました。児童数の多い小学校3校に配置することができています。また、多忙な教員にかわってプリント印刷などの事務作業等を行うスクールサポートスタッフという職種があるんですが、このスタッフを今年度は9名採用しまして、小中学校全てに配置することができました。

2つ目の学校現場の長時間労働削減のためにこれまで取り組んできた業務改善、廃止、縮減の進捗状況についてお答えをいたします。

市教育委員会が平成30年4月に決めました野洲市学校における働き方改革の取り組み方針に基づいて、働き方改革を進めています。

学校現場の業務改善等の進捗状況につきましては、その主なものにつきまして4点ありますので、ご紹介します。

まず1つ目は、昨年8月のICT（情報通信技術）のICT環境の整備です。全ての教職員の校務用パソコン、これは授業にも併用できるものですが、これを入れ替えました。それから、ほぼ全ての教室に50インチの大型モニターを配置しました。また、モニターに活用できる、映し出せるデジタル教科書というのも各教科購入をしまして、各学校に配布しております。このことによって、例えばそれまで模造紙などに書いていた教材などが不要になりまして、教職員の教材作成業務が大幅に効率化を図ることができています。また、モニターにさまざまな資料、あるいはビデオ等を投影することで子どもたちにもわかりやすい授業となり、大きな授業改善となっています。これには、保護者の皆さんからも高い評価をいただいております。

2点目は、中学校の部活動の見直しです。3つあります。1つは、休養日は週2日以上。これは平日1日と土・日のどちらか1日を休むということです。2つ目は、活動は平日であれば1回2時間以内、休日は4時間以内に抑えるということ、丸1日部活をするということはないということです。3つ目は、朝練習は原則としてしないと、こういう3つの設定をしております。中学校の部活動はこういう中で比較的小学校に比べると超過勤務が多い中学校の教職員の負担がこうしたことで大分軽減されているというふうに捉えております。また、このことは部活に参加している生徒にとりまして時間的余裕が生まれたのではないかなというふうに思っています。

3つ目は、専門職員の配置です。小学校には小学校3年生から英語が入ってきました。そこで、3名の県費の英語の専科教員を市内全小学校に配置しております。このことで、特に高学年の担任の授業を今のところ大体年間50時間を軽減することができました。また、市費で、小学校英語教育支援員を市内全小学校に配置しています。このことで、英語を教える教職員の教材づくり等の負担軽減も大きく図ることができています。さらに、教員のかわりに事務作業を担当する、先ほど申しましたスクールサポートスタッフですね、これが昨年度は4名でしたが、今年度は9名になって、全校に配置ということで、子ども、保護者向けのプリントの印刷とか、あるいは授業の教材準備などの業務を担ってもらっています。こうした専門職員の配置によって、教職員の事務作業等の削減を大きく実現することができたと考えています。

4点目は、夏季休業期間、いわゆる子どもでいいますと、夏休みですが、その期間中に教職員の集中休暇取得期間というのを設けたことです。8月13日から16日の5日間ですが、これにより前後の土・日を含めると、実質9日間の連続休暇を多くの先生方、教職員にとってもらうことができました。これによって、教職員の心身のリフレッシュを図ることができたと考えています。

今後も、各校の現状を見ながら、校務支援システム、これは例えば出席簿と指導要録とか、こういうのを連動させて、一回一回転記をしなくて済むというふうになるんですけども、そういう校務支援システムの導入を図るなど、教職員の業務改善を進めて、超過勤務の縮減に努めていきたいと考えています。

3つ目の残業代ゼロの法制度に関わる一人ひとりの時間管理についてにお答えをしたいと思います。

今から40数年前、教職員はその業務の特殊性から残業代を支給せず、当時の平均的な

残業時間の月数時間に見合う教職調整手当という、本給の4%を上積みする法律ができています。以来、教職員の勤務時間の管理は本人に任されてきました。しかし、時代と共に教育内容、例えば防災教育であるとか環境教育、福祉教育、道徳教育、国際理解教育とさまざまな教育内容が入ってきました。また、学校対応事案、以前から答弁でお答えしています不登校とか、あるいはいじめ問題、あるいは特別支援教育とか学力・学習状況調査、あるいは学校評価とか人事評価とか、こういう学校対応事案もかなり増えてまいりまして、今や教職員の超過勤務は本市の平均で月50時間、中には15%の先生方につきましては80時間を超えるというふうな状況になっています。

こうした中で、昨今、働き方改革が言われています。本市では、勤務時間の管理につきましては、教職員本人が作成して提出する勤務時間申告書というのを毎月管理職に出してもらうことによって、管理職が把握することになっています。基本的に教職員が放課後家庭訪問をする場合、その後、学校に戻り、管理職に報告することになっています。ただ、直帰した教職員がいる場合は、その超過勤務時間については、翌日管理職が報告を受けて、それによって把握するという、家庭訪問につきましてはこういうふうな対応をしております。

4点目の非常勤講師とか正規教員の増員に関わるものについてお答えをします。

正規教職員の雇用につきましては、県の専決事項でございますので、市独自では雇用することはできません。そこで、国、県に対しましては、学習指導要領の改訂に伴い、児童生徒へのきめ細かな指導を充実するための加配教員の配置や教職員定数そのものの見直しを願いたいとして、先ほど申しました県教委への要望、それで県から国への要望を続けております。このような正規教職員の増員と、それからそもそもの教職員の配置基準の改善、子どもが何人で何学級あれば何人という基準があるんですが、これ自身の改善を毎年求めています。

また、今年1月に出されました中央教育審議会答申では、学校における働き方改革に関する事項に関して、次のような文言が入っています。長いですが、紹介します。特に文部科学省には、働き方改革に必要な制度改正や教職員定数の改善などの条件整備はもちろんのこと、学校と社会の連携の起点、つなぎ役としての機能を前面に立って十二分に果たすことを求めたい。こういう形で中教審の答申が出されています。

今後も市教育委員会といたしまして、教職員の超過勤務の縮減、心身の負担を減らすため可能な限りの取り組みを進めていきたいと考えております。また、それと共に、国、県

に対しましては、引き続き制度改正、教職員定数そのものの改善等を求めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 再質問をいたします。

国と県に要望されて、英語の先生とか、またコピーのスタッフとか、またそろえられて、まずそれとICTの導入、大型モニターで大幅に改善されたということで、また子どもたちにはわかりやすい授業が行え、また部活の工夫、朝練もなくなりましたし、土曜日、日曜日のどちらか1日になったということで、この辺は評価できると思います。

6月23日の部長会議でも、教職員の、部長会議が行われていますね。それで、やっぱりこの中では早く帰れている教員は何やといったら、何か保育園に迎えに行っておられる、そういう人は早く帰っておられるみたいで、そういう人ばかりではないんですけども、それとさっきシステムのことを言われたんですけども、これ、草津市かどこかでやられた校務支援ソフトとこれは合致するやつですかね。これを取り入れたら、勤務時間が2年目から1人当たり2時間削減できたということで、このシステムについてもさっき導入を考えておられるということでしたので、早々これは国とか県に求めていただきたいと思います。何せこの教職員の働き方が国がどうこれまで学校6日間やったやつが土・日休みになって、5日間になって、そこから先生の働く時間が、教えることがいっぱい増えてきているのに休みとかも増えて、その辺に矛盾がいっぱい絡んできて、そこが国の子どもの生徒数とか教える時間とかがマッチングしていなかったから、今日のこういう厳しい労働環境が生まれたと思うんです。教科書を教える時間内に授業ができるという設計ができていない、そこが大きな課題ですので、さっきも言われていましたように、引き続き国、県に求めていただきたいと思います。

それと、気になったのは、さっき15%の先生が80時間を超えているということをお言われたんですけども、これを今後どのように改善されるのか、そこをお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 超過勤務につきましては、さまざまな要因が重なって、勤務時間が長くなっています。基本的にはゼロにすべきというふうに思うんですけども、先ほど言われた基本的な、やっぱり人が足りない、教える中身が多過ぎるというふうな部分が一番大きいのかなというふうに思っています。とりあえずですが、今年度の目標としまして、

80時間を超えております教職員を今年ゼロにするという目標で取り組みをしています。そのためには定時退勤日というのをつくっているんですけども、一斉に同じ日に退勤するというのは教職員のいろんな仕事の性質から難しいということで、各学校でやっていただき始めたのは自主的な退勤日をつくるという、早く定時退勤日をつくるというので、職員室の出入り口に「今日は定時退勤します」という小さなシールを張ってもらおうと、これを週に1回はどの日かに入れるということで本人の自覚を促すというか、こういうぐらいしかなかなか、私たち、市とか、あるいは学校現場での努力というのは限界があるのかなというふうに感じています。しかし、やっぱり異常ですので、せめてこの80時間を超える人につきましては、これを超えないようにというふうなのを今年度の最大の目標として掲げて、いろんな取り組みを考えています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 長時間労働80時間、これをゼロにしていくということで、ぜひ実現していただきたいと思います。

さっき教育長が言われましたように、4%が付いているんですけども、例えば月収40万円やったら、この4%は1万6,000円になると思うんです。それで、市職員でこの1万6,000円の残業代なら、これ、何時間に値するのか。それでまた、休憩を保障する、先生のインターバルというのがあると思うんですけども、これはどのように確保されているのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。一部、答えられる範囲で結構でございますので。

○教育長（西村 健君） 市職員の残業手当というのは、私は認識しておりませんので、申しわけございませんが、お答えできません。

インターバルにつきましても、そういう制度が論議はされてはおりますけども、学校現場では昨日遅かったから今日は遅く来るといふうにしますと授業ができなくなる、担当が抜けるというふうになりますので、現実的ではないかなというふうに考えています。

それから、済みません。1個、訂正です。先ほど、8月13から16の「5日間」と申しました。山の日がありますので、「4日間」に訂正をさせて下さい。失礼します。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 1つだけ。インターバルが現実的にはちょっと無理なみたいなことですけども。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員、3回終わりました。

○15番（東郷正明君） 済みません。終わります。

○議長（橋 俊明君） 一問一答ではございません。

○15番（東郷正明君） 終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を午後3時20分とします。

（午後3時03分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、山崎敦志です。

急傾斜地崩壊対策事業について質問いたします。

近年、局所的な豪雨が増加しています。市内には洪水ハザードマップが整備されています。総務常任委員会研修会で今年倉敷の防災対策について研修させていただきました。ハザードマップで危険箇所とされている河川改修工事に着手されていましたが、線状降水帯をもたらす大量の雨量が山間部から河川に流れ込み、未曾有の被害が発生しました。洪水ハザードマップの重要性を再確認させていただきました。

平成30年度第6回定例会において、土砂災害対策とか急傾斜地崩壊対策について質問が議員から出されておりますが、この点について確認させていただきます。

急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことについて、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安全と国土の保全とに資することを目的としているという急傾斜地の対策を掲げています。以前にも採択基準について説明を受けておりますが、再度確認しましたところ、事業費7,000万以上のもので、急傾斜地の高さが10メートル、移転地がないこと、民家おおむね10戸以上に倒壊著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。ただし、市町地域防災計画に位置付けられている避難路を有する急傾斜地の場合は「7,000万」を「8,000万」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるという文書になっております。3つ全ての要件に該当し、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関わる措置がなされるものとなっております。

土砂災害防止法に基づき、滋賀県が土砂災害のおそれがある地域を土砂災害警戒区域として、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じる区域を土砂災害特別警戒区域と指

定されています。市内では急傾斜土砂災害警戒区域が29カ所、そのうち土砂災害特別警戒区域が25カ所指定されている。

本市では、人家が接している妙光寺、三上、南櫻、北櫻、大篠原、入町地先の急傾斜地を水防パトロールの重要確認ポイントとして位置付け、台風、豪雨時には地山の斜面状況等を目視確認し、異常が認められた場合、速やかに自治会や住民に避難を連絡すると以前に答弁されております。

平成14年から21年には、三上、東林寺、山出地先3カ所に県事業で土留擁壁工事が実施されています。

そこで3点伺います。

平成25年台風18号による被害として、妙光寺山土砂崩れで宗泉寺墓地被害が出て、大きな改修をやらなくてはならない状況になりました。山出集会所裏山が一部崩壊し、建物際まで土砂が流れた状況が写真で出ておりました。三上、山出集会所の裏山については、三上第3号地区急傾斜地崩壊危険区域と指定されている地域であるが、現在も改修が実施されていない。また、土留擁壁工事の未実施区間でもあるため、隣接している住民は台風接近時には避難所へ行くほど不安に感じております。実際、三上山はかなり手を入れてもらって、土留ができておるんですけど、一定の区間でできていないということで、本市も県に要望されています。本市として、減災に向けた取り組みは実施されるのか、1点伺います。

2点目として、台風、豪雨時に水防班によるパトロールが実施されています。急傾斜地の目視確認が行われておりますが、土砂災害の前兆として倒木等も関係していると思うんですけど、その辺の確認を実施されているか、伺います。

それと、市内土砂災害特別警戒区域25カ所について減災対策計画はあるのか。ハザードマップの見直しについて伺いたと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、山崎議員ご質問の急傾斜地崩壊対策事業についての1点目でございます。本市の急傾斜地崩壊危険区域におけます減災に向けた取り組みについてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の山出会議所付近につきましては、急傾斜地が崩壊する可能性があることから、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして、三上3号地区急傾斜地崩壊危険区域と指定されております。この区域のハード対策といたしましては、議員ご

指摘のとおり、平成21年度に滋賀県におきまして、人家に近く、災害が発生した場合、大きな被害のおそれがあるということで、土砂災害特別警戒区域の区間を対象に施工が行われまして、土砂どめ擁壁による崩壊対策工事が実施されております。

ご指摘の対策工事が未実施となっております山出会議所付近の区間につきましては、補助対象事業の対象要件である人家の戸数を満たしていないこと、地形的に補助対策基準に満たないことから、対策工事がされておられません。今後市内の未実施区間も含めまして、補助事業の対象となるよう、採択要件の緩和を県に対して強く引き続き要望してまいりまして、事業実施対策の拡大を求めていきたいと考えてございます。

また、住民が安心して生活できるまちづくりを目指すために、ハード面のみならず、ソフト面での取り組みが重要となってきます。本市におきましては、ソフト面での取り組みといたしましては、住民に迅速な情報伝達が図れるよう防災行政無線の運用を行うと共に、土砂災害の危険箇所の把握や避難行動をとるために必要な情報を記載したハザードマップを各戸へ配布いたしまして、避難体制の充実を図っているところでございます。

2点目でございますけども、2点目の台風、豪雨時の水防パトロールについてお答えをさせていただきます。

台風や大雨時におきましては、道路河川課員で構成します水防指導班と庁内職員で構成いたします水防班を招集いたしまして、市内のパトロール及び情報収集等の対応を行っております。パトロールにつきましては、人家が接近している急傾斜地を水防パトロールの重要確認箇所の1つとして巡視しておりまして、議員ご指摘の倒木に重点を置いたパトロールは実施しておりませんが、地山の斜面状況や異常な湧水、山鳴り、地鳴り、落石など、土砂災害の前兆が発生していないかどうか、目視で確認はしてございます。

3点目の減災対策計画とハザードマップの見直しについてお答えをさせていただきます。

本市における急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域に特化した減災対策計画はございませんが、2点目のご質問でお答えしましたように、重要確認箇所のパトロールや情報収集等を行いまして、適切に対応し、減災に向けて取り組んでおります。また、ハザードマップの見直しにつきましては、令和2年度を目標に見直しの計画を予定してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。滋賀県全体で危険箇所関係の対策事業率

というのが22%ぐらい、野洲市においては、やっぱり県の把握している中では95%地域の土砂災害警戒区域の整備をやっていただいています。たまたま地元から、やはり民家が接しているというか、そういうところが小さいということでありましたけれど、あともう一点、2番目に言いました水防パトロール、これについては班を組んでやっていただいているんですけど、メンバーがある程度固定された形になっているのか、班制の順番でやられているのか、目視ということで目線が若干変わるかなと思うんですけど、そこら辺の基準についてどのような形で対応されているか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） パトロールをどういう形でやっているのかというご質問に対してお答えさせていただきます。

先ほど説明しましたように、水防指導班がございます。台風時になりますと、市内6ブロックにお分けしまして、3人1組で一応パトロールを実施しております。水防指導班がそれぞれリーダーになりまして、3人が巡視箇所を確認して、後にパトロールをしていると。台風はそれぞれ夜半から朝方にかけてが多いんですけども、同じメンバーの中で休憩をとりながらパトロールをしているのが現実でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 済みません。ありがとうございます。

3点目で、あわせてですけど、ハザードマップの見直しをやっていただく。今、最近、やはり長時間の大雨で洪水マップ、やっぱり河川、重要視した形で被害が減災するための対策がとられていると思うんですけど、やはり急傾斜地も山に含む水が多くなった場合に今後備え、含めた形で急傾斜地も含めて再度、河川並びに急傾斜地のハザードマップの記載、ちょっと今、私、あのハザードマップを見ると急傾斜地の表示がちょっと小さいように思うんですけど、その辺の見直しはあわせて検討いただけるか、最後に聞いておきます。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） ハザードマップにつきましての急傾斜地の記載が小さいのが実際の話でございまして、今後見直しの中で見直していっていけるところであれば、しっかりと見直していきたいなと思っています。

以上でございます。

○ 2 番（山崎敦志君） 一括ですので、ありがとうございます。これで終わります。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第 6 号、第 1 2 番、鈴木市朗議員。

○ 1 2 番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。

一般質問に入る前に、天高く馬肥ゆる秋でございますが、この時節になって、ますます残暑が厳しい時期となっております。そしてまた、今申し上げましたこのようなことと裏腹に、中国地方、また岡山県の方におきましては、集中豪雨による災害が起きております。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げるものでございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

弥生の森歴史公園の大賀ハス、スイレン池の維持管理について。ホームページ、あるいは数々の情報によれば、本市には国指定の国宝、重要文化財、重要美術品、史跡、天然記念物など、多くの国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財、また歴史背景を踏まえた桜生史跡公園や兵主大社庭園などの史跡、庭園、さらに全国レベルでのスポーツ大会が開催される希望が丘文化公園などの公園があります。

本市は、まさに歴史と憩いのある多様の文化の宝庫と言えます。その中の 1 つ、弥生の森歴史公園には 2 0 0 0 有余年のときを経て、お見えした太古のロマンあふれる大賀ハスがあります。ちなみに、これ、弥生時代ですね。大賀ハスには毎年市内外から多くのファンが 6 月を待ちかねたように訪れます。ファンの皆さんには、経年と共にその姿が衰え、全体の景観もみすぼらしくなっていくことに危惧を抱かれています。

そこで、まず教育部長にお尋ねをしたいと思います。大賀ハスの由来をちょっと教えていただけますか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 質問通告になかったので、申しわけありません。うろ覚えの範囲でよろしいでしょうか。

大賀ハスにつきましては、1 9 5 1 年、昭和 2 6 年、千葉県千葉市検見川、現在の千葉市花見川区朝日ヶ丘町にある東京大学検見川厚生農場（現東京大学検見川運動場）の落合遺跡で発掘されました、今から 2 0 0 0 年以上前の古代のハスの実から発芽、開花したハスを大賀ハスと呼んでおります。大賀ハスを開花されたのが大賀一郎博士ということで、その方の名前をとって一般的に大賀ハスと呼んでおるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 突然の通告にもないような質問をいたしまして、しょっぱなに誠に申しわけないと思っています。私、ハスの質問をしておりますので、全てオールマイティーにやってもらえると思っていましたが、ちょっと残念のように思います。

この大賀ハスというのは、東京大学ということでお話をされておりましたが、千葉県千葉市の遺跡の発掘時、植物学者でハスの権威者でもある大賀一郎さん、この当時、関東学院大学非常勤講師でありまして、花園中学校女子生徒が地下約6メートルの泥炭層から発掘した発掘品中にハスの種子、花托が3粒あることを発見し、その後、シカゴ大学で放射性炭素年代を測定した結果による2000年前ということでした。種子は2000年前の弥生時代以前のものであると推定されております。この種子を大賀さんの自宅近くの府中市郷土の森公園の池でまず育てられて、その後、我々の弥生の森公園にもお目見えしたというようなことで今現在につながっておるということで、私の記憶ではこういうようなことになっておりますので、その辺だけひとつまたよろしくご理解していただきますようお願い申し上げます。

このような状況を踏まえ、野洲市ホームページ記載の2013年6月11日撮影の写真と2019年7月6日の写真撮影を比較すると、生育状態が次第に悪くなっているのではないかと。また、近年のハスは花の付きが悪く、花の大きさもイメージとは違ってきているという印象がある。この所見をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 近年のハスの生育状況が悪いのではないかとというご質問にお答えをいたします。

大賀ハスは1988年、博物館の開館、弥生の森歴史公園の開園にあたり、古代のハスを野洲弥生の森歴史公園で栽培したいと考え、鳥取県農業試験場から種子を譲り受け、今日まで栽培しております。ご指摘にありますように、近年、花の大きさや数を含め、全体の生育状況がよくないことは認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいま部長がおっしゃいましたように、私も見に行っております。確かにおっしゃるとおりで、大体ハスというのはハスに対する環境、この辺をしっかりと押さえていかなければならんというように思うわけなんですね。

次に、特に今年8月22日の観察では、池、1槽、2槽、3槽というような表現もいい

んですけど、セクションという形で言わせていただきます。3セクションのうちの2つは水は皆無、全くありません。または、ほとんどなく、雑草の繁茂の、あるいはその催す兆候があり、全体で見ても畑状態です。水生植物であるハスには、株元が冠水する程度の水は不可欠と専門家から聞いております。この状態はゆゆしきことであると思いますが、所見をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） ハスの育成状況についてお答えをいたします。

当園で栽培している大賀ハスは、その花の見ごろがおおむね6月中旬から7月いっぱいです。したがって、例年8月には花は終わります。池につきましても、セクションでお答えいただいておりますが、厳密には4つございまして、4つのうち3つの池は底に敷いたシートが経年劣化により破れ、漏水しているものと認識しております。ご指摘にありますように生育には株元ぐらまでの水が必要ですので、春に芽が出始めるころには、前後の時期から花が終わるころまで日々、横の小川から水をくみ上げて入れております。その後は、株の生育が続くよう定期的に水を補充し、雑草等の除草を行い、維持管理に努めておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 私、今、2019年7月6日、そしてさかのぼって2013年6月11日の野洲市ホームページよりコピーをとっておりますが、私もここへ2度ほど伺いました。当然、遮水シートはもう劣化して、とてもじゃないがこれでハスが栽培できるのかというような状況でありますし、またセクション3においては、雑草が生えておりますね、雑草が。ところが、この間寄せてもうたら、この通告書を出して、その後にこの雑草が引いてあるんですよ。やっぱり、通告書の力はすごいなと思いました。すぐやってくれよんから。でも、やはりこの花なんですね。何にも言わない。文句も言わない。きれいな花を咲かせます。ところが、この環境を見てみると、第3セクションのところのぐり、これは今見てもひどい状態になってますね。8月22日に撮ってきた写真なんですけど、このジョイントの部分がこれ、剥がれていますね。当然、こんなもの遮水なんてできないですよ、これ。そうでしょう。目視でもよくわかるんですよ、これ。

こういうような状況でほったらかしですね。これ、8月22日ではこのように雑草が生えているんですよ。そうでしょう。そして、通告を出した後にすぐこの雑草を引いてくれ

であるんですね。そういうようなことをやっているのだめなんですね。

この防水シート、遮水シートというのはいつごろ改善されるんですか、この縁の枠と一緒に。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 防水シートの交換につきましては、実は今年2月に4つある池のうち一番大きなものを掘り返しまして、新たな防水シートを施し、株の植え替えを行っております。また、他の残りの3カ所につきましても、今年度以降、順次同様の改修を行い、株の植え替えを実施していく予定としております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 株の植え替えって、まあまあお話がありましたが、これ、株という表現でいいんですかな。大体これはレンコンみたいなような状況ですね。違うんですかな。私の間違いですか。株と、要するにレンコン状のものとは私は物が違うと思うんですがね。私の認識不足でしょうかね。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 株の表現についてですが、申しわけありません。私はそこまで知識がありませんので、間違っているかどうかについてはお答えすることができません。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 正直でよろしい。まずは勉強したら、私にも教えて下さい。

では次に、大賀ハスの維持管理マニュアルはどのようになっていますか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 大賀ハスの管理マニュアルについてお答えをいたします。

大賀ハスの栽培マニュアルにつきましては、導入当初、市が鳥取県農業試験場から種子を譲り受けた際にいただいた栽培マニュアルがあり、それをもとに日々の管理を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今、鳥取県の方から維持管理マニュアルを取り寄せて行っているということでございますが、何も鳥取県の方まで行かなくても、隣の隣の草津にあるん

ですよ、水生植物園がね、草津に。せんだっても、草津の植物園へ私も2回ほど行きました。担当者にいろいろとハスの栽培方法もお聞きいたしまして、特に維持管理マニュアル、これが、やはりきちんとしておかんことにはいい花が咲かないということをお聞きしましたので、これを私の方から提案として申しておきます。鳥取県まで行かなくても近くにそういう水生植物園があるわけですから、その辺を、やはりきちっと連携をとって、そういうことを学んでいただきたいと思います。その辺はどうですか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 水生植物園との協力関係につきましては、今のところ、協力関係はないと思っておりますが、必要であればご指導を仰ぐことはあってもよろしいかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） この維持管理マニュアルは誰が行っても同様に維持管理ができればならないものなんですね。限られたスペースでの植生であり、マニュアルには最低、以下の要件が含まれなければなりません。1、施肥ですね。適切な肥料の種類・形状、追肥の時期、回数、量などはどのようにされていますか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 管理マニュアルに基づきまして、拳大の施肥をつくりまして、それを適量、発育状況を見ながら、5月、6月、7月と花の盛りに入れるようにしております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ちょっと今では私もわかりませんが、水生植物園の技師に聞いたところ、今、ハスの肥料ですね。今は皆さん、よくご存知だと思いますが、今、水稻栽培で一発肥料を使っていますね、コーティングした、一発肥料を。田植えのときに、その一発肥料をやると、刈り取りまで肥料をやらなくてもいいというような新しい肥料ができていくわけなんですね。だから、そういうことも、やはり先進的に取り込んでいって、手間がかからないような状況をつくり出していく必要があるのかと思うんですよ。コーティングしているから、それはもう大丈夫なんですよ。だから、そういうことについても、これからどのように取り組んでいかれる思いですか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 現在使っておりますのは、主に油かすを使っております。環境に優しいということでそれを使わせていただいておりますが、よりよい方法があれば取り入れていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 草津市と連絡を密にしながら、そういう方に取り組んでいただける可能性はありますか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 今後必要があれば、そういうこともすると思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 私は必要があるから申し上げているんですよ。そのことだけはお忘れのないようにして下さい。

次に、定期的な土壌改良、株の更新、入れ替えですね。株、要するにレンコンですね。入れ替え。3年を目処にレンコンの更新、株ですね、土壌改善は肝要と聞いております。さもなければ、土壌の疲弊や過剰繁茂となり、やがて死滅へとつながります。これらは管理マニュアルに不可欠な要件です。しかるに、マニュアルがなければ、ゆゆしきこと、どのように思料されるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 管理マニュアルは、先ほど申し上げましたように、栽培マニュアルは存在しておりますので、栽培マニュアルに従ってやっております。株の植え替えについても認識しておりますので、先ほど申しましたように池の改修の折に株の植え替えを実施しておると。それも、一遍にやってしまいますと全滅するおそれがありますので、年度を分けてやっておるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） それはわかっておりますよ。2番目の質問で、3年を目処にということをお前は強調しておりますよ。当然そんなことは私の2番目の質問でわかっているはずだと思います。

いずれにしたかて、やはり先進地をきちっと掌握して、その中でお教えを請うというようなことでやっていかなければ、その古い管理マニュアルをそのままずっと引き継いでいったかて、これは日進月歩いたしませんので、その辺だけは私の方から言うておきます。

次に、大賀ハス維持管理担当者は、銅鐸博物館に配置された職員の中から適宜決めると聞いています。それで適任者の配置ができるのか、伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 適任者の配置ができているのかにお答えいたします。

職員配置には限りがあります。博物館に配属された職員の中から業務担当者を決定しております。また、職員は異動しても栽培マニュアルによって、適切な管理ができるものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） そうですね。確かにそのとおりだと私は思います。

弥生の森歴史公園運営管理費の中で100万5,623円というような実績報告書が出ておりますね。これだけの経費で、私が申し上げているような100%やっていけるかいうたら、これはやっていけないんですね。やはり、これだけの植物があるところですから、もうちょっと予算を付けてもらうとかそういうことを、やっぱり今後考えていってもらわんことには、このままですとこんな100万円ぐらいの予算の中でやっていけるわけがないですから、その辺だけは予算要求のときにぼーんと出して下さい。今、山仲市長も聞いておられますので。市長、よろしく頼みます。

管理マニュアルがしっかり整備されている場合であっても、ある程度の認識、知識、知恵、興味を有する職員配置を考慮することが必須かと思いますが、いかがですか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 経験や興味を持った職員を配置すべきではないかというご質問にお答えをいたします。

担当職員を中心として維持管理を行っています。加えて、知識や経験のある、長年勤務しておる職員が助言や指導を行う一方、公園を管理しているシルバー人材センターの作業員で農業や植栽管理の知識や経験を有しておられる方をお願いして、その方々からの協力やサポートもいただきながら、館全体で取り組んでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） わかりました。

おっしゃるように、興味の薄い職員さんの配置では、なおざりな維持管理になるのは必定でございます。市民の皆さんが期待する花は見られません。そこで、今おっしゃられましたように、やはり興味のある職員さんをできるだけ配置していただきまして、維持管理にあたっていただけますよう、お願い申し上げます。

現状の維持管理状況では、今後長年にわたる好ましい状況を維持するには大いなる疑問がありますが、今後どのように改善されるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 先ほども一部お答えしたかもわかりませんが、当園の大賀ハスを栽培している池は、掘削し、防水シートを敷いてつくった人工の池でございます。近年の生育状況や漏水状態を鑑み、昨年度から池の改修に着手をしております。先ほど申しましたように、今年2月には4つ池のうち一番大きな池を修繕しておりますので、順次、修繕をしていくつもりでございます。現地を後で見られたと思うんですけども、修繕した池の大賀ハスが順調に成長しておりますので、その生育状況を見ながらしっかり管理していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） いずれにしたかて、3年サイクルで更新をしていかなければなりませんので、その辺は予算に限りがある中でやっていくというのは大変だと思いますが、セクション3のこの槽、これについてもひどいもんですから、やはりできるだけ早目に遮水シートをきちっと敷いていただき、そして次のレンコンをそこで育てていってもらいなことを考えていってもらわな私はだめだと思います。

そこで、最後になりますが、議長、通告をしていませんが、1点だけ簡単な質問をさせてもらってよろしいですか。簡単です。

○議長（橋 俊明君） はい、答えれる範囲で誰かが答えると思いますけど。

○12番（鈴木市朗君） それでは、教育長にお尋ねしたいと思います。

こうした生きた植物が、きれいな話を咲かす植物が弥生の森歴史公園に咲いているわけですね。2000年前からの歴史を脈々と拾いながら咲いております。こうした生きた教材を子どもたちにどのようにお伝えし、教材として使っておられるのか。先ほども教育長

の答弁等を聞いておりますと、子どもたちには体験学習が必要だということを強調しておられましたので、この大賀ハスと子どもたちの教育ということについてはどのようにお考えなんですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長、答えれる範囲内で答弁願います。

○教育長（西村 健君） 銅鐸博物館に関しましては、幾つかの学校が体験で訪れて、実際に見学したり、あるいは、まが玉をつくったりしながら、学習をしたりしているんですけども、直接大賀ハスにつきまして学習をしているかどうかというのは、把握をしておりません。申しわけないですが、ちょっとわからない状況です。

それから、体験は大事なんですが、なかなか体験をする時間がどんどん減ってきています。教科の学習の中でそういう時間が持たなくなっているという。ですから、昔でいいますと、写生大会とかスキー教室とか、いろんなのをやったんですけども、そういう時間もどんどん一般の教科の授業に当てなければいけなくなっていますので、非常に厳しい状況であるというのをご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 確かに今、子どもたちはそれぞれの時間に精いっぱい追い回されて学習しているわけですが、この身近にこのように生きた植物が存在しているということが現実にあるわけですから、子どもたちにはこの2000年の歴史のあるものを現場に行かなくても、教室の中でも、スライドで何でもよろしいですから、今、そういうものをたとえ10分、20分でも野洲市にはこういうものがありますよというようなことを、やはり子どもたちに教えていかんことにはこれはなかなか根付いていかない話ですよ。

このハスですね。私は思うんですけど、このハスと今、イチジク、これはあくまで原生植物ですね。今現在、我々の身近にあるのはイチジクとハスしかないんですよ、原生植物というたら。だから、そういうものを、やはりきちっと子どもたちにも教えてあげて下さい、野洲にはこういう立派なものがあるんやぞと。

それで最後に、教育部長、申しわけないが、滋賀県に今、ハスの花は何鉢あると思いますか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 知りません。済みません。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君）　そうですね。それは通告もしていないのに、それはわかるはず
ないですわな。それで、まだ教育部長になってほやほややわな。わかるはずないです。言
うておきますよ。よく覚えておいて下さい。草津の水生植物園、それから信楽町の清光寺、
それで我が野洲市。滋賀県に3鉢ですよ。野洲は鉢じゃないですけどね。滋賀県で3カ所
ですよ。それだけ貴重なものなんですね。ですから、今後、このハスを、やはり手厚く栽
培と言うと何ですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、同公園の奥のスイレンの池があります。ちょっとスイレンの写真がありますので、
ちょっと見ていただけますかな。これ、スイレンです。これは繁茂していない状況のとき
に撮影されたスイレンです。このように朝の露にぬれた立派なスイレンですね。立派な花
を咲かせた、こういうものがあります。よく見ていて下さいよ。こういうものがあります。
そして、これはスイレンの池が凍って、氷裂ができたときの写真です。これも繁茂してい
ないときの冬の写真です、これがね。このようにきれいな、冬の景色でもこのようにきれ
いになるわけなんですよ。そうして、もう一点は、これは池が凍った上に雪が降ったとき
の、積もったときの写真です。これも繁茂していないときの写真でありまして、この下
にはコイが悠々と泳いでおりました。この雪が解け、氷が解け、そしてまた新しい芽が出る
ときにはコイの泳ぐ姿が肉眼ではっきり見えて、いいコントラストを形成しております。
そういういいときもあつたわけですね。よく覚えておいて下さいよ。

じゃ、次に、同公園の奥のスイレンの池についてお願ひいたします。2011年の池の
様子は、今、写真、スイレンがそそと咲き、水面に泳ぐコイの姿の何とも趣のある情景を
楽しむことができました。しかし、今は当時の面影はどこにもなく、隅々までスイレンの
葉が折り重なるように繁茂し、わずかしが残っていない水面のコイの姿もおおよそ趣が感
じられないものとなっております。大賀ハスと同様、手を加え、往時の姿の復元が望まれ
ます。お考えをお伺ひいたします。

○議長（橋　俊明君）　教育部長。

○教育部長（杉本源造君）　スイレン池についてお答えをいたします。

議員がおっしゃつたとおりの状態でございます。非常に大変苦慮しております。201
2年から15年の間に急にスイレンが増殖をし出したということでございます。私は平成
元年に学芸員として博物館におつたんですけども、そのころのスイレンはちょぼちょぼ
とあるくらいでキレイやなというくらいやつたんですけども、おっしゃるとおり、近年は
密集状態になっておると。

原因につきましては、スイレンの原種はヒツジグサとあって、日本種は1つしかありません。あの池にどういう形でスイレンが植えられたのかはちょっとわからないんですけども、おそらく熱帯性の外国のスイレン、または温帯性のスイレンであったかと思います。近年の温暖化によりまして、ボタンキグサやホテイアオイと同じように雑種強勢として大繁茂しておるといふふうに考えております。一応、国の方でも外来で駆除する対象というふうになっておるんですけども、非常にこれを楽しみに来れる方もたくさんおられますので、根本的な駆除については、現在考えておりません。

それで、毎年、大体9月ぐらいに一定の範囲、池の約4分の1ほどのスイレンを刈り取る作業を行っております。また、今年はまだ行っておりませんが、今年も実施する予定でおります。ただ、手法または時期等もう少し研究をいたしまして、効果的な対応をしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 岐阜県のモネの池というのはご存知ですか。モネの池、ご存知ですね。

（「いえ、知りません」の声あり）

○12番（鈴木市朗君） 知らん。ちょっと知らなんだら、私の方から申しておきます。

この岐阜県のモネ、この中でスイレンの有名な池ですから。大きさは野洲の池も大して変わらない、形はちょっと若干違いますが。岐阜県の関市にあります。このモネの池というのは、1859年ごろに印象派のクロード・モネという画家が自分の庭池にスイレンを植えて、そのスイレンを写生した、それがもとでこのクロード・モネのスイレンの絵は爆発的に売れるようになった。その名前にちなんで、岐阜県の関市では山間部の寂れた、もうどうしようもないところでしたので、農家の方がちょこちょこっと行ったり、渡り鳥がひょーっと飛んできたりするところぐらいの池でした。それがこのクロード・モネのモネという名前にあやかって、スイレンを植えたんですね。そしたら、今、どうですか。次の商工観光課長の何にも関わってくることですけれども、今、観光客が所狭しと押し寄せ、バスが1日に何10台と来ているような状況ですね。ですから、やはり野洲も関市のモネ池よりずっと条件がいいわけですよ。観光スポットとしてうまく手入れして、うまく発信すれば、大賀ハス、スイレン池とセット、そしてまた銅鐸博物館というような3つのセットで組み合わせれば、この環境のいいところで、すばらしい観光資源になると思うん

ですね。だから、そういうことを、やはりきちっと覚えていただいて、先進地を勉強していただいて、そういうことも観光資源の1つとして大事に守っていくということも、私は大事じゃなからうかなというように思います。

そして最後に、環境経済部長にお伺いいたします。

今後の観光施策、それをいったいどのように考えておられるのか。モネの池も含めて、その辺のお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 鈴木議員からの質問では、大賀ハスのある弥生の森公園と銅鐸博物館のコラボは最強なんだと、それを今後どうして、主役の1つになり得るが、その考えをとということでございます。それにモネ等々も含めてということになります。

そもそもの銅鐸博物館もある意味で野洲唯一の価値のある資源でございます。レプリカですけど、日本最大の銅鐸はありますし、本物の銅鐸も展示されていまして、その銅鐸の移り変わり、また鑄造の方法、そういったものを学べる施設であると思います。

また、弥生の森歴史公園というのは約2000年前、銅鐸が祭りに用いられた弥生時代、実物大で体感できるということで竪穴式住居等々があります。そのお隣に今日のハスが咲いているわけでございますけども、そのロケーションを考えただけでも僕はすごいと思いますし、赤米を栽培する水田も横にあります。そういう意味でリアル感を増す古代ハスは大きな要素、そういうふうにあります。

また、今日も体験のことを言われましたけども、体験工房でもまが玉づくりとか、そういうのをやられていまして、特にこの2つ、また大賀ハス、スイレン、それを組み合わせたら、見て、そして学んで、そして実体験できる、そういった3つの要素を兼ね備えた、そういったものだというふうに思います。

特に大賀ハスにつきまして、商工観光課においても、結構その開花時期、そのときには問い合わせは結構多いです。そういう意味で、そこにあるというご案内もしているところでありまして、議員ご指摘のように、スイレンも含めて、貴重な観光資源ということが言えると思いますし、今日、特に議員から写真とかを見させていただいたら、そもそも6月から7月で開花という意味ではそうなんですけども、冬の景色、そんなのを見せていただいて、うちの観光の入れ込みだけを見ますと5月と11月に一定のピークですね。新緑と紅葉ぐらいが1つのピークですけども、このハスによって、6月、7月、冬、そういうのが、今日の写真を見せていただいたら、そういったことにも非常に応用、展開可能な

というふうに思いました。ありがとうございました。

今後は、おそらく議員のおっしゃりたいことは、資源は立派やと、立派やのにその活用のための努力を今していないということが、まあ一言で言うたら、そういうことやというふうに私は受けとめました。そういう中で、今後については、市民の皆さんと共に育てる、職員だけというよりは、やっぱり市民の皆さん、あんまり、今日、特に議員のようなそういう知った方のサポーターの方とか、そういった人たちも一緒になって育てる、見せるも含めて、そういうことが非常に重要だと今日思わせていただきました。

そういうことから、特に育てるといふ、その物語性というのが、やっぱりこのごろ特に歴史の物語もあるし、育てるといふ物語もあるし、それが観光の価値を決定付けるようなことやと思いますので、そういうことを重視しながら、その魅力をさらに磨きをかけて、一応観光指針のコンセプトも持っておりますので、市民や来訪者が豊かな地域を楽しめる観光づくり、そういったものにつなげていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） えらい長々といろいろありがとうございます。頑張ってくださいよ。

実は「フォトコン」という雑誌なんですね。これ、「フォトコン」。これにハス、スイレン池。スイレンだけじゃないんですよ。これ、対岸にあるシダですよ、シダ。対岸にあるシダがスイレンが繁茂していないときに、この対岸にあるシダと水面に映るシダとこれを写真に上げとかはります。この方はどこから来られたかというのと、茨城県から来ておられます。だから、そういう方からでも、いい場所があれば来られるんですよ。ですから、私は早く整備をして、1人でも多くの来訪者に来ていただきたいというような思いで、かなりきついことを申し上げましたが、教育部長、ひとつ学芸員さんやから畑違いかも。1つお聞きしますが、学芸員って、部長は何の専門の学芸員ですか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 専門は考古学で、主に弥生時代と古墳時代を研究しております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 弥生時代やったら、特にこの大賀ハスは弥生時代のものですか

ら、その辺だけはしっかり押さえておいて下さいよ。

当然、弥生時代の植物、あるいは焼き物、さまざまな生活様式、その、やっぱりジャンルが幅広うあると思うんですが、ひとつ私も協力させていただきますので、お互いに頑張っってよくしていきましょうや。長々と申しわけございません。

これで質問を終わります。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第7号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤です。

それでは、私は2つの点で今回質問させていただきます。

まず最初に、毎日、新聞等で皆さんもご承知かと思えますけども、ここ最近、特にマイクロプラスチックについての報道が連日されております。それだけ今、世界各国ではこのマイクロプラスチックの問題が取り上げられております。たまたま私がこの文章をつくる時は、約1カ月前ですけども、偶然にも市民の方からごみ問題が問われて、この問題を取り組んだところで、それにマッチした形で今、報道が盛んにされているというところで質問に移らせていただきます。

今日、海洋プラスチックごみ問題が世界の共通課題として取り上げられ、その対策が緊急課題となっております。海には年間少なくとも800万トンものプラスチックごみが流れ込んでおりまして、既に1億5,000万トンもあるというふうにも報道されています。2050年にはそれが海にいる魚と同じ量にまで増えるということも予測されています。プラスチックはご存知のように、非常に軽くて丈夫で加工しやすいということで耐久性もあります。確かに便利で安価な素材として、今、世界各国で使用されております。

ただし、プラスチックのレジ袋を例題にした場合、完全に自然分解されるまでには1000年以上かかるとの研究結果もあります。一旦、海に流れ込んだこのプラスチックごみは環境にとっても長い間影響を与えることとなります。また、日常、一般家庭で使用されている歯磨き粉の中にもプラスチック粒子、つまりマイクロビーズが使用されている商品もあります。これが下水道を通じて、琵琶湖やさらに海へと流れ込んでいるとも指摘されております。

この海洋プラスチックごみが生態系にもさまざま深刻な問題を起こしております。海洋ごみに絡まったり、誤って摂取したりすることで、絶滅危惧種を含む多くの生物が死に至っております。海の恵みから私たちが常に食にしている魚のことですが、これらを人体に取り込まれている可能性があるともされています。

そこで、パネルで紹介をさせていただきますが、ここに挙げましたのがマイクロプラスチックの問題で、先月報道された新聞の記事を持ってきました。今やこのマイクロプラスチックが北極圏までたどり着いているという報道もされています。こんな中で、私たちの地元の滋賀を振り返るときに、2017年3月、NHK関西で京都大学大学院の田中准教授のグループが琵琶湖に生息するワカサギ31匹中9匹から平均1.1個のマイクロプラスチックが検出されたと報道がありました。当時の三日月知事は「マイクロプラスチック自体には毒性がなく、これまで県が行った調査の結果、魚や水に含まれる化学物質の濃度は極めて低い濃度であることから、琵琶湖には差し迫った危機はない」というコメントが出されました。しかし、このマイクロプラスチックはPCBなどの有害物質を吸着する性質があることがわかっておりますから、毒性がないというのは間違ったコメントではないかという考えです。

私たちにもこの大きな問題の解決に向けできることは一人ひとりが何があるかということの視点から質問をさせていただきます。

まず最初に、市長の方にお伺いいたします。市長のマイクロプラスチックごみに対する見解をお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員のマイクロプラスチックごみについての私の見解ということで、重要で的確なご質問をいただきまして、ありがとうございます。

今、詳しく現状を紹介いただきました。プラスチックはもとよりですけども、海洋プラスチック、その中でマイクロプラスチックの問題、海洋だけじゃなしに、琵琶湖も海と全く一緒でして、滋賀県の流域のいろんな負荷物、プラスチックも含めて流れていますから、まさに身近な問題と考えておりまして、プラスチック問題自体が深刻です。

もともとプラスチックというのは、容易につくれる、成型も簡単、そして衛生的ということで、ある意味で夢の物質と位置付けられました。ちょうど夢の物質と位置付けられたものが何かというと、いわゆる人工農薬、化学肥料、これは夢の物質だったわけです。あとご存知のように、PCBです。変化しない、分解しない。これとそっくりなものなんです。それ以上にプラスチックは深刻です。私たちの生活、食器、日用品、家具、電気製品、車、あるいは軍需品、そして防災、自動車、鉄道。今、ほとんどプラスチックがなければだめです。私たちが使っているこのスマートフォンでも基盤はこれ、プラスチックです。

プラスチックというのはご存知のように、前世紀の前半と申しますか、戦前からつくられ始めて、1930年代、特に第2次世界大戦でぐっと技術が発達して、戦後の経済成長で多種多様な製品ができて普及しました。統計でいえば、1950年代に200万トンとされているのが直近で約4億トンと申されていますから、200倍になっています。種類も何万点、統計上は5万点とか申されていますね。種類がどんどん増えていって、これは化学造成、高分子造成ですから、規制と生産が追いつかない。農薬と一緒に。先に製品開発がされるという状態です。特にマイクロプラスチックはご指摘のように海に流れ込んで、生物あるいは水産物に入って、もう一回返ってくるということですから、極めて深刻です。

それと、今、ご紹介がなかったことですが、国際的な取り組みとしてもかなり重要視されていて、去年のサミット、6月、カナダのG7の方、シャルルボワ・サミットで、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、EUが海洋プラスチック憲章を提案して承認しましたが、このときにアメリカと日本は、G7ですから7つですけど、アメリカと日本は保留をしました。核兵器禁止条約とそっくりなパターンです。

このときに大変だったから、ご存知のように、今年のG20大阪サミットでプラスチックごみ、特に海洋プラスチックごみをどうするか。これは起死回生も含めて、安倍総理の大きなアジェンダでしたから、結果としてご存知だと思いますけど、29日でしたね。最終日に宣言が出されていますけど、その中に大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが盛り込まれました。2050年までに海洋プラスチックごみをゼロにするという目標ですけども、じゃ、どうするのかと申したら、これ、G20ですから20カ国。20カ国、世界にはその何倍もの国がありますから、G20で主導して、海洋プラスチックごみを2050年までにゼロにしようという、結構大胆に見えるんですけども、環境の事業、あるいは国内外の団体からはこれでは遅いと、2030年までに大胆な取り組みをせよと申されていますし、私もそうだと思っています。

何が重要かという、単なる宣言ではだめで、国際的な枠組みをつくらないとだめだという提案ですし、私もその生活、健康に返ってきているということで、そこには同感です。見解と言われれば、同感です。

それと、今おっしゃったように、日本の近海、特に海洋では日本の周辺海域はマイクロプラスチックのホットスポットと申されていて、世界平均の27倍あるというふうに、近海魚の中には含まれているというのはもう歴然としていますので、そういう意味で、世界の問

題であると共に日本の問題というふうに捉えるべきだと思っています。

プラスチックごみは、何でもそうですけども、環境政策はEU、ヨーロッパに主導権をとられて、日本が今追われる立場になっているということからすると、もっともっと先進的に対策を打っていかないといけない立場であるということについても、私は同感だと思っています。

それと、プラスチックごみだけじゃなしに、廃棄物の処理、リユース、リサイクル、そしてリデュースですね。減らす。実際、プラスチックごみでリサイクルされているのは20%弱と言われてますから、それ以外はまだ存在しているか、あるいは廃棄されているということなので、それからしても早い規制が必要だと思っています。

じゃ、どうするかなんですけども、今おっしゃったようなレジ袋の規制とか、そして一番多いのは容器包装ですから、容器包装を減らしていくとかいうことですけど、もう一つ、今、深刻だと言われているのは、私たちも着てますけども、化繊の衣料、特にフリース。洗濯機で洗うとマイクロプラスチックが洗濯液にまじる。下水に流れる。滋賀県の場合ですと、下水処理では絶対取り除けません。そうすると琵琶湖逆水で、水道水を私たちも使っていますけども、入ってきますが、今回、かなり厳密に企業庁のろ過とか市のろ過を調べたら、一応凝集沈殿ろ過で取り除けるみたいなんですけども、そこにも、やはり危機感を持たないとだめだと思っていますので、三日月知事の発言は結構のんびりしているなと思います。ですから、河川からマイクロプラスチックもそうですし、今おっしゃった歯磨き粉とか、お風呂洗いの中にもマイクロビーズが含まれていますし、研磨剤。ずっと私も昔から、仕事のときから言っているんですけども、昔の琵琶湖と今の琵琶湖は違いますよと、これだけホームセンターとドラックストアがある。市民が買える中には洗剤とか研磨剤とか、そしてあと、あれもそうですよね。車のワックスの中にも研磨剤が入っています。マイクロビーズが入っております。それは下水とか、あるいは川を通じて、全部琵琶湖へ行く。処理はされないで、水道水に来る。あるいは、魚とか生物に入ってくるということなので、結論から申し上げますと、単なる市民のマナーだけでは追い付かないので、本当に国際的な枠組みで対応しないとだめですが、まずは自らがプラスチックを使わないということと、3Rに加えて、リフューズですね。なかなかこんなふうに言ったら、難しいんですけども、できるだけプラスチックのものを使わない。

この間も同和問題強調月間なので、ショッピングセンターで私も1時間弱配ったんですけど、つついプラスチックの袋に入れてくれるんです。今、お茶は何かこの間大津市が

ペットボトルをなくしたと言っていましたけど、野洲市は私が提案して、できるだけペットボトルをやめましょうということで、早い段階からやめていますけども、気軽にすぐにプラスチックを使います。資料をプラスチックの袋に入れる。だから、まずは制度をつくるか、宣言をやるか以前に個々人の中で自らに返ってくるという恐ろしさ、洗濯液の中で毎日マイクロプラスチックを市民の方がつくって、琵琶湖へ流しているというぐらいの情報提供をすることによって、まずそこを押さえると共に、日本の制度。ですから、カナダのシャルルボワ・サミットで賛同しなかった理由を時の環境大臣がコメントをしておるんですけども、産業界との調整が付かなかつた。産業界も大事なんですけども、やはり環境とか健康を大事にして、本当に特化して、結構深刻な問題だと思っていますので、まさに時宜を得たご質問ですし、私も今申し上げたような見解を持っておりますので、この機会に申し述べさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長の方から思わぬ、詳しく述べていただきました。実は再質問をしたいと思っていたんですけども、三日月知事のコメント、危機はないというふうなことをおっしゃったことに対する本当は市長の見解も求めたかったんですけども、もう既に、今おっしゃっていただいたように、当時のコメントとしては非常にのんびりしたコメントでした。しかし、その後、県も、やはりまずいというふうに思ったのかしれませんが、その後、2度、3度、琵琶湖の方の水質なり、土の方、底にたまった土ですね、あいつたのを、検査を続けるということで実施をされているということも報道はされてきました。市長の見解、非常に詳しくいただきましたので、ありがとうございます。

続きまして、2点目なんですけど、環境経済部長にあとはご質問いたします。

市が発行しています冊子、「ごみ分別名人」という冊子、これは平成28年10月に改訂版が出されました。詳しく分別の詳細というのが記載されております。行政として、プラスチックごみ対策の経過をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、工藤議員の行政としてのプラスチックごみ対策経過ということでございます。

まず、処理対策という意味でいいますと、平成10年4月、ペットボトルの分別回収を開始しております。そして、容器包装のプラスチックでございますけど、これについては、

平成14年10月に分別収集を実施しており、それぞれ、これも後ほどの質問とかぶるかもわかりませんが、平成3年、平成9年、平成10年それぞれの容器リサイクル法等々、それも踏まえてやっているものでございます。そういう意味では、いわゆるマテリアルリサイクルでございますけども、それは湖南地域もですけども、先導的にそこは取り組んできたということが言えるんじゃないかというふうに思います。

一方で、これは議員もご承知のとおりなんですけども、回収された容器包装のプラの行き先なんです。ここ、ちょっとその再商品化の割合、これが非常に低い、そういったこともあります。だから、一方で手作業でクリーンセンターはやっている。経済効率も悪い。そういった観点から、平成22年に一般廃棄物の処理委員会でございますけども、その中で熱回収が他のシステムと比べて優位性があると、そういった指摘があり、それが選定されて、平成28年10月から容器包装のプラごみを燃えるごみとして収集して、それになっているということでございます。令和2年7月中ぐらいからそれは余熱利用に使われるということで、先ほどのマテリアルリサイクルと共にサーマルリサイクルを進めていくということでございます。

特に、国際的な話なんですけども、29年ぐらいですか、今も大分話題になっていますけども、中国、あるいはアジア、そのあたりが廃プラスチックの輸入制限がかかっていますね。そうなってくると、日本の廃プラの行き先がなくなった、そういった問題で一部地域で上限超過するなど、現在非常に問題になっております。そういう意味、こういった国内外の状況を見てみますと、いち早くサーマルリサイクルにシフトしたということは賢明な判断であったのかなというふうに思います。ただ一方で、熱回収で終わりと、そういう意味ではありませんで、現時点ではそういう状況から見ると、適正な判断というふうに思っております。

あとは、一般の啓発とか、あるいは現存するプラスチックごみ、ぽい捨て等々を含め、そういったものにつきましては、これはもう環境基本計画からずっと今にわたりまして、先ほど市長からありました3Rの推進、あるいは不法投棄監視員の設置による対策、あるいは美化運動、そういったこと、そしてまた簡易包装の商品とか、容器包装が再使用できる商品、リサイクルの商品を選ぶような心がけの推進とかマイバッグの推進、これらを市民と共に毎年報告書を出していますが、えこっち・やす市民活動の皆さんと共に啓発活動をしていまして、広報、出前講座、イベントそれぞれにおいて啓発しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 再質問については、次の3項目めの質問とあわせてさせていただきます。

3点目といたしましては、今、多少触れられましたが、市民の皆さんへの周知、広報等、その他も今、いろいろされているということをおっしゃいましたけども、市民以外の方が野洲市の方へ訪れられます。それは仕事や観光等で訪れる方がJR野洲駅等を使って来られます。そういった方も、先ほどから出ています、市長の答弁にもありましたように、プラスチック容器、それからパック品、そういったものを購入されたり、また持ち込んだりされます。そういったことの処置で啓蒙活動というのが必要ではないかというふうに思います。今日まで各家庭から出るごみ、特にこういうプラスチックやナイロンのごみ、これについては、今、部長の方がおっしゃいましたように、きちっと今、ごみ袋で焼却、クリーンセンターへ持っていかれるということで、問題は余りないかとは思いますが、それで、今言いましたように、他の人、市民以外の方がこの野洲市へ訪れられる、こういった方への取り組みというのも必要かと思いますが、この点、こういった取り組みの実績があるか、また考えがあるかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 仕事や観光で訪れる方への啓発活動ということでございますけども、これも今、世界的課題で、僕も喫緊の課題やというふうに認識しております。そういう意味において、海外も含めてかもわかりませんが、やっぱり国の責務、いわゆる国民の責務、そして今、日本でいうたら都道府県もあります。その県民の責務、県の責務、そして市民としての市役所の責務、そして市民の責務、そういったものがそれぞれであるはずですが、例えば、工藤議員が北海道へ行って、ぼい捨てするかと言われれば、おそらくというよりも絶対されない。それはここできちっと学んでいるからであってというふうに思います。だから、そこら中でやるというよりは、一番大事なのはそこでのローカルな生活での実践ですから、そこできちっとそれぞれの市民が学ばれると。学ばれ、自分も含めて啓発していく、それが一番大事なことなので、それが重要だと思います。

したがって、この人が観光客がどうかというのはそもそもわかりませんが、私の考えるところは住んでいるところというのが一番大事というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「済みません。もう5時で。予備日もあるので」の声あり）

○議長（橋 俊明君） いや、質問が途中になりますので、質問者の趣旨を考えますと、できたら延長にご賛同願いたいというふうに考えています。これにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員、どうぞ述べて下さい。

異議ありの方、賛同の方、おられますか。2名ですか。

○10番（稲垣誠亮君） これはどういう扱いになるの。

○議長（橋 俊明君） いや、規則は3名以上となっていますね。3名以上おれば、これを諮るということになってございますので。その規則に基づいて。

○10番（稲垣誠亮君） これは1番の続きですか。全部で終わりですか。

○議長（橋 俊明君） 全部ですね。本人の意思を考えますと、そう時間はかからないと思いますので。内容はまだ聞いていませんけども。

2名でございますので、これに延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。工藤議員、質問をお願いします。

○13番（工藤義明君） 延長、ありがとうございます。できるだけ簡単に質問もさせていただきます。

今、2項目めと3項目めを質問させていただきました。あわせて、この内容についての再質問をさせていただきます。

市民の皆さんへの周知徹底ということでは、先ほど市長の方からもありました3R、リデュース、リユース、それからリサイクル、これを呼びかけられております。中でもグリーン購入でエコライフというのを掲げられております。この中には大変大切なことが書かれております。6つの項目、これをどれだけ市民の方が意識をしているかというところには少し疑問点があるところです。そこで、先ほど質問の中で聞きましたように、啓蒙活動

の持続性、これはいろんなところでこの問題、啓蒙活動というのが起こるんですが、持続性というものを考えたときに、個人のモラルだけでなく、やはり行政としての持続性の訴え、これのことをこれからどうされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 持続性ということでございます。この取り組み自体、市になってからというよりは、それ以前から、特に私の記憶の中でいくと、もう1995年ぐらいからずっと取り組んでいます。そういうまず、そもそも長く取り組んでいて、それは特に市民の活動と共に取り組むというのがそれぐらいの年代からスタートしています。これはある意味では1992年のリオ宣言の持続可能な開発というようなところからスタートしているんですけども、これほど長い間、今、取り組んでいますし、今後もそれも持続というか、今のえこっち・やすさんの活動を見ても、今、平成19年からだけの統計ですけども、平成19年から平成28年、これの、まあ言えば10年の歩みということをやっているんですけども、これだけじゃないですよ、大体4万人ぐらいの人が参加されて、いろんな意味での活動をされています。これだけの活動というよりも、包括性がありますので、山の問題、川の問題、そういったことも含めて、やってきている実績があります。今後もそれは絶えることにはしないようにはしたいと、そういう気持ちでいます。

ただ、課題というよりも、ちょっと懸念がありますのが実際、例えばわかりやすい例で言うたら、ごみ拾いとかが、船でもやっててくれはりますけども、一方でどんどん生産されますので、後ろで、工場でね。何か拾う人と生産して、こっちは利益を出している、こっちはボランティアで行っているみたいな、そのあたりを抜本的に解決しないとその持続性自体が難しいかなという、そういう気持ちを持っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かに持続性というのは非常に難しい問題だと思います。こちら、質問する側からすると、簡単に言えることなんですが、取り組みとしては大変だと思います。しかしながらも、先ほどからありましたように、このプラスチックごみ、これからさらに問題が大きく取り上げられていくと思います。その中でもこのプラスチックごみの発生元、ペットボトルの他に非常に多いのがこの食品包装、このパックが大半を占めているということが明らかなわけですね。さらには、市長からもちょっと報告された、さっきは服の関係でフリースの問題がありました。この点についても、私は初めてだったんです

が、とにかくこのマイクロプラスチックという問題、いろんなところに発生源を持っております。

この点で昨日でしたか、新聞にも掲載されましたが、業界自身もこのプラスチックにかわる自然に優しい容器というものが各業界で今、開発が進められております。しかし、現実に使用されているのはまだまだごくほんの一部です。これからますます業界の方でもそういう取り組みをされていくかと思いますが、野洲市としても野洲市にそういう業界があるかないか、多分ないと思うんですけども、大きく言えば、その県、国に対する業界への要請、こういったこともぜひお願いをしたいというふうに思いますが、業界そのものに対する改善、要望というのはどういうふうに捉えられておるのかを再質問でお聞きします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 業界への改善要望ということでございます。先ほどから、一緒のことなんですけども、やっぱり世界的課題であります。先ほど、6月にもG20があって、いろんな意味で一定の目標は立てられました。その中で、今、いろんな経産省、環境省、厚労省、全部動いています、G20で表明されましたからね。一方で、それを見てみると、どうなっているのかというたら、自主努力の要請です。改善要望というのか、そういった要望がね。それはおそらく無理やというふうに思っていて、まだ先ほどの質問とあわせると、1市役所が業界に対して改善要望は効果はないというふうに思っていて、もう既に国がやっていて、僕は余り効果がないというふうに思っていて、やっぱり法的拘束力を持ちながらの制度をつくるべきということを国に対して要望していくというのはありというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かに、今指摘されるように、業界そのものに直接言うというのはなかなか難しい問題です。ですから、国、県に対する要望として、国からまたこの業界の方に改善要望してもらおうという取り組みもぜひ必要だと思います。

それで次に、同じく再質問ですけども、市内には、例えば薬局で処方箋の結果、お薬をいただきます。そのお薬、昔は紙の袋でした。しかし、最近はナイロン袋というのが非常に便利で、中身も見える、それから紙の袋をつくるよりも安いということから、この市内の薬局でもビニールを使って渡されるというのが非常に多くなっております。1つの例題として、この問題を言いますが、こういう小さなこと、私たちができるいうたら、まず小

さなことから始めなければならないと思うんです。それで、市の取り組みとしても、こういう使い方について、仮にドラッグストアを含めた薬局の問題を取り上げますと、できるだけ紙袋を使ってもらえないかという要請はできないものなんでしょうか。ぜひしていただいて、それをすることによって、市民の皆さんへの周知といいますか、意識を高めてもらうということにもつながるかと思えますけども、この点はいかがでしょう。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 薬局への要望ということでございます。

○13番（工藤義明君） 仮に例題として。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 例題として。わかりました。

特に薬局と言われると、いろんな機能があるので、ちょっとわからないところもあるんですけども、先ほどもかぶるんですけど、もとを絶つというのもちょっと語弊がありますが、先ほど言った製造過程の考え方をもちつつ、そして、今言われた啓発ということが一番大事でありますけれども、一応、例えて薬局と言ってはりますので、こっちもその例えで言いますと、一定、やっぱり薬剤師とか、個々の店というよりは薬剤師会であるとか、そういったことへの要請は効果はあるのかなというふうに思います。これは聞いてみるとちょっと、具体的にまたやりますけども、ちょっと聞いてみるとわからんところもあります。

その際にはおそらく新聞でご承知かと思えますけども、この8月28日に滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会と、こういったものが29年8月から動いております。これも県、そして19市町と事業者、そして市民活動団体（県内）が組んで、こういった行動を連携して取り組みましょうと、そういったような協議会ができていますので、そういったところに提案していければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） なかなか難しい問題ですけども、今の1つの例題として挙げたことを一度聞いていただきたいというふうに思います。

次、4点目の質問といたしまして、京都の亀岡市では全国に先駆けて、プラスチックごみゼロ宣言が出されました。行政挙げての取り組みがこの8月、改めて報道されました。写真の資料につきましては、既に添付させていただいております。野洲市としても、事の重大性を考えた場合、同様の取り組みというのも必要かというふうに考えますが、この点

はいかがでしょうか。これが亀岡でのゼロ宣言の写真です。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 同様の取り組みというのは宣言のことという理解でよろしいですね。宣言につきましては、先ほど3番で言いました協議会、これが8月28日に宣言をしたところでゼロ宣言、いわゆるごみゼロ宣言をしております。ただ、市長、冒頭にもありましたけれども、ただ、これ、効果性がないと、宣言だけではあきませんので、ちょうど8月28の会議に当市からも、当然、構成員の1人ですので、行っていまして、その宣言のことで意見表明はしまして、具体的な効果性のある実施内容を今後検討する必要があるということを意見表明しております。そういう状況でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 県でゼロ宣言をしたということを今お伺いいたしました。それは県レベルでやられるということで確かに前へ大きく進んだというふうに思います。それに加えて、やはりこの野洲市でもその問題を市民の方に周知徹底するという意味ですか。おかげさすけども、皆に知っていただくということでは県もゼロ宣言したと、それについては野洲もこの問題については積極的に取り組むんだという宣言をしてはいかがと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 冒頭に申し上げましたように、宣言は私、否定しませんけども、宣言の次に何をするかという仕組みを想定した上でないとだめです。この今の県の宣言も何かこの間、首長たちみんなは怒っていたんですけど、何か担当者を集めてやってみたくて、次がないんですよ。三日月知事は、さっきおっしゃったように、最初は深刻じゃないと言っていたんですけども、さっき、触れませんでしたけど、SDGs、2025年までにあらゆる海洋ごみをなくすというのを書いてあるわけです。SDGsを率先してやってやっていくせに、プラスチックを言われたら深刻じゃないと言っている。だから、宣言みたいは私は要らんとは言いませんけど、宣言じゃなしに、もう一度仕組みを考えた上で必要だったら宣言を行います。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ぜひこの問題については、今、市長が答弁されたように、今後の取り組みとして必要ということであれば宣言してもらおうということで、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それで、次の紹介ですが、ちょっと写真が見にくいかと思えますけども、家庭から出るごみについては、確かにきちっとリサイクルといたしますか、クリーンセンターの方に持ち込まれています。それはきちっとごみ処理がされています。

しかし、一般のごみ、これがどこから来ているのかというのがちょっと問題ですけども、この春先に、実は河川がどういうふうに走っているかというのも、私は余り詳しく知らなかったものですから、河川の流れを見に行きました。そのときに、各田んぼの横にあぜ道があって、実際小川が流れています。そこにたくさんのごみが実は詰まっていたんです。ところが、この8月後半に見に行ったところ、そのごみがないんですよ。ほとんどが流れて、結果的には琵琶湖に行ったと思うんですけども、そのときに見に行ったときのごみの散乱状況で、田んぼの横にここ、矢印でピンクで示しているのが全てプラスチックごみ等です。この他にも田んぼの方にあるプラスチックごみ、これもたくさんございました。さらに、これは特に見にくいかと思えますが、横に流れている川にそれぞれプラスチックごみが、やはり流れ込んでいるんです。こういったことは家庭のごみではなくて、一般の方がぼい捨て等をされたごみかと思うんですけども、それ以外にも実はごみ袋がカラスに荒らされたりしています。各所で見えますけども、そういったところからこぼれたごみ、これが、やはりいろんなところに流れて、プラスチックごみとしてこういう小川へ流れ、最後は琵琶湖の方へ流れていくという現状もあります。

こういったことが現実には私たちの身の回りにあるわけで、今後もこのプラスチックごみ問題については、事あるごとに、実は市民の方に実は呼びかけていただきたい。まだまだ一般の人が新聞記事を見られても、何か他人事というふうに思われていると思うんですよ。私も勉強しなかったら、正直言いまして、そう大層に考えない、こういう内容です。しかし、現実的には今後50年、100年経てば、この問題が大きく人体に影響してくるということはありますので、ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいというふうに思います。

1点目はこれで終わります。

時間的に次の大きな2点目の質問に移らせていただきます。

(「議長、ここで切ってはいかがですか」の声あり)

○13番(工藤義明君) これは、2点目は簡単に終わります。もうしばらくのご協力をお願いします。

○議長(橋 俊明君) 先ほど、延長でお願いをしていますので。

○13番(工藤義明君) はい、続けさせていただきます。

（「でも、職員さんに負担がかかる」「職員さんに残業代がかかるじゃないですか」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 残業は余りかからんですね。管理職がほとんどです。

（「待機している」の声あり）

○10番（稲垣誠亮君） 下で待機されているじゃないですか。この間の勉強会も5時15分で遅くなりかけて、切られているんですよ、僕らも。

○議長（橋 俊明君） 本来の議会の運営と勉強会は別ですね。

○10番（稲垣誠亮君） 予備日はとっているわけですから。

○議長（橋 俊明君） 先ほど言いましたように、延長のお願いをしておりますので。

○10番（稲垣誠亮君） 再度の、じゃ、動機を出したいと思います。

○議長（橋 俊明君） 皆さん、再度の延長に、どうぞございますか。

暫時休憩します。

（午後5時05分 休憩）

（午後5時06分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤議員より10分以内に終わるということですので、それを信用して。

○10番（稲垣誠亮君） 再度、動議を僕は出していますから。

○議長（橋 俊明君） それでは、稲垣議員の動議に賛同の方の挙手を求めます。

暫時休憩します。

（午後5時07分 休憩）

（午後5時07分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤議員より、もう了解を得られましたので。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明9月6日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。(午後 5 時 0 8 分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年9月5日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 立 入 三 千 男

署 名 議 員 東 郷 克 己